

令和3年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第3号）

令和3年9月16日（木曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時30分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		12番	尾崎寿一	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

総務部長	後藤千登世	財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾
市民生活部長	岩崎隆	健康子ども部長	三浦直美
商工部長	西沢宏智	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	建設部理事	佐藤久男
都市整備部長	天内隆範	上下水道部長	坂田一幸
教育部長	鳴海誠	教育委員会理事兼 学校教育推進監	横山晴彦
防災課長	西谷慎吾	防災課長補佐	羽賀克順
防災課総括主幹	長内雄二	財政課長	今井郁夫

市民協働課長	高谷由美子	スポーツ振興課長	石澤淳一
スポーツ振興課参事	柴田幸博	商工労政課長	工藤竜輔
商工労政課長補佐	澁谷卓	商工労政課主幹	鼻和孝夫
産業育成課長	丸岡和明	観光課長	早坂謙丞
国際広域観光課長	佐藤真紀	文化振興課長	佐藤孝子
土木課長	千葉裕朗	道路維持課長	八嶋範行
建築住宅課長	木村和彦	建築指導課長補佐	鎌田春香
都市計画課長	福士一之	地域交通課長	小山内孝紀
公園緑地課長	成田正彦	岩木総合支所長	戸沢春次
上下水道部総務課長	田中知己	教育総務課長	菅野洋
学校整備課長	高山知己	学務健康課長	相馬隆範
教育センター所長	小笠原恭史	学校指導課長	鈴木一哉
生涯学習課長	原直美	中央公民館長	中川元伸
博物館長	石岡博之	文化財課長	小山内一仁

○出席事務局職員

事務局長	佐藤記一	次長	菊池浩行
議事係長	蝦名良平	総括主査	成田敏教
主事	附田準悦	主事	成田崇伸
主事	外崎容史		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、7款商工費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（西沢 宏智） 7款商工費の決算について御説明申し上げます。

216ページから235ページにかけての1項商工費は、商工部、観光部、市民生活部及び岩木総合支

所に係る経費でありまして、予算現額38億9383万1000円に対しまして、支出済額が34億6376万2901円で、3億1104万4099円の不用額となっております。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。220、221ページをお開き願います。

2目商工振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金の7217万4403円は、組合・団体等消費喚起事業費補助金や小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金などが見込みを下回ったことによるものであります。

224、225ページをお開き願います。

同じく、20節貸付金の9853万5530円は、工場・IT整備資金融資制度の新規貸付けがなかったことによるものであります。

226、227ページをお開き願います。

3目観光費のうち18節負担金、補助及び交付金の5419万7714円は、弘前城雪燈籠まつりが観光庁誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業に採択されたことによる事業支援金の受給、並びに感染拡大防止滞在費補助金などが見込みを下回ったことによるものであります。

230、231ページをお開き願います。

6目観光施設費のうち12節委託料2943万7155円は、星と森のロマンピアそうま並びに国民宿舎いわき荘及び岩木総合交流ターミナルの指定管理料の精算によるもの等であります。

234ページから245ページにかけての2項公園費は、都市整備部に係る経費でありまして、予算現額12億8179万8000円に対しまして、支出済額が11億6440万4163円、翌年度繰越額は8580万円で、3159万3837円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、公園施設長寿命化対策支援事業及び鷹揚公園整備事業に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

236、237ページをお開き願います。

1目公園総務費のうち、24節積立金の886万8818円は、弘前公園お城とさくら基金積立金額の確定によるものであります。

以上で、7款商工費についての説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、6名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎9番（千葉 浩規委員） まず最初に、7款1項2目、決算書221ページ、その他借上料の中のお試しサテライトオフィス事業についてです。

この利用状況、財源、そして利用料金について答弁をお願いします。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 当市のお試しサテライトオフィスは、土手町コミュニティパーク内のひろさきビジネス支援センター内に設けておりまして、利用者がお試し勤務するための個室と専用のインターネット通信環境を整備しております。

過去3年間の利用状況につきましては、平成30年度は4回4者、令和元年度は延べ5回3者、令和2年度はなしとなっております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして移動がしにくい状況が続いていたこともあり、利用実績がなかったものと考えております。

活用される主な対象ですけれども、当市への進出を御検討頂いている企業でありまして、業種は情報サービス産業やコールセンター業など、オフィスで働く形態の様々な業種となっております。なお、お試し勤務を通して当市へ進出した現在操業中の誘致企業実績は、令和3年8月末日現在で2者となっております。

本事業の財源でございますけれども、市の単費となっております。お試しサテライトオフィスの利用料は無料としております。

◎9番（千葉 浩規委員） 昨年はコロナの影響でゼロだったということですが、やはり首都圏から離れてリモートで事業を続けるといった例もあったので、必ずしもコロナというだけではないのかなと思うのですが、このゼロであったということについてはどのように考えてますでしょうか。答弁をお願いします。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 当市のお試しサテライトオフィスは、当市のその場所にオフィスは開設することはできないものですが、お試し勤務をしながら、当市への進出に必要な情報収集をするための拠点として活用されておまして、その他創業支援のための相談受付などで、週に何度か使用されております。

先日の9月4日付の日本経済新聞で、当市はテレワークに適した環境が整う自治体トップ10の中で第5位に選定されておりまして、その中の選定要素の一つとして、このお試しサテライトオフィスの存在も位置づけられている状況があります。このように、貴重なインフラという評価もござります。

これまで、お試しサテライトオフィスは企業が活用するという視点でしたけれども、活用方法の一つとしてテレワークが可能な場所であるということも今後は周知が必要なのかなと。そちらのほうから情報発信に努めまして、そちらの観点からも将来的に企業誘致につなげられるよう努めてまいります。

◎9番(千葉 浩規委員) 現実問題として、昨年はゼロであったということですが、それ以外でもあまり利用されていない期間が結構あるのではないのかなと思うのです。なので、やはりこれを有効利用するということが、地元の方にも使用していただくということも考えたらいいのではないかと思います。どうでしょうか。

◎産業育成課長(丸岡 和明) 確かにこれまでは企業誘致ということで、県外の企業が活用されることが主でしたけれども、そういう形で地元の企業もたまたま活用を、あまりないですけれども、そちらのほうでも活用できるということも周知に努めながら事業を展開してまいりたいと思います。

◎9番(千葉 浩規委員) 続きまして、7款1項2目の223ページ、空き店舗活用支援事業費補助金についてです。

令和2年から賃借料の補助もスタートしたということなのですが、こちらの活用はゼロということなのですが、制度の周知、また相談等はあったのか。あと、活用がゼロであるということをどのように考えているのか、答弁をお願いします。

◎商工労政課長(工藤 竜輔) 空き店舗活用支援事業費補助金の賃借事業の件なのですが、空き店舗活用支援事業費補助金につきましては、従前は店舗の改修費用に対する補助のみでありましたが、近年、中心市街地の空き店舗が増加傾向にあるということを受けまして、令和2年度では内容を拡充し、居抜き物件を利用して店舗の改修がそれほど必要でないケースにも対応するため、賃借料の補助制度を追加したところであります。

制度の追加に当たりましては、市のホームページや創業者向けのセミナーなどで周知したほか、各金融機関や不動産業者に対しても案内しておりました。しかしながら、結果として賃借事業の補助についての活用がなかったところでありまして、また相談についても一、二件あったかどうかというような程度でありました。

考えられる理由といたしましては、市側の狙いとして大通り沿いのある程度大きい店舗を埋めたいということ想定したこと、月額賃料10万円以上の物件に対して補助するというような制度設計をしておりましたところ、それが条件として厳しいものとなった可能性がござります。そのことを受けまして、また新型コロナウイルスの影響もあって空き店舗が今後さらに増加するおそれもあると考えまして、令和3年度におきましては、賃借料の補助に関してエリアも限定せず中心市街地全体とし、また賃料の下限の設定についても取りやめております。

なお、令和3年度、今年度の空き店舗活用支援事業費補助金の実績といたしましては、改修事業について補助金交付済みが1件、補助金交付決定済みが2件、申請受付済みが1件、現在相談中のものが3件となっております。賃借事業につきましても、現在相談中のものが1件ありまして、今後補助金の交付につながるものと見込んでおりま

す。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会。

◎4番（齋藤 豪委員） まず私からは、7款1項2目、決算書219ページであります。

商工振興費委託料の中心市街地歩行者・自転車通行量調査ということで、春にも聞いたのですけれども、これもう一度、いつ、どこで、どのような形で調査を行ったのか。また、この行われた内容をどこに、どのようにフィードバックしていくのか、生かしていくのか。成果についてお聞かせください。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 歩行者・自転車通行量の件でありますけれども、中心市街地における歩行者・自転車の通行量調査につきましては、昭和54年から実施主体や調査地点、調査時期等を随時調整しながら継続的に実施してきております。市がこの調査の実施主体となった平成23年以降は、特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャストと1者随意契約を締結し、調査業務を委託しております。当該業者によって各調査地点ごとに通行量の経年比較、商業環境の変化の影響、イベントの実施状況、天候など、多様な視点からの分析がなされております。市では、歩行者・自転車通行量を、総合計画をはじめ市が策定する様々な計画の基礎データとして活用しているところであり、弘前市中心市街地活性化基本計画におきましては、その達成度合いを図る指標の一つとしても位置づけ、調査結果を定期的に国に報告しております。

また、調査で得られたデータにつきましては、関係機関や商店街に対しても情報提供した上、さらに市ホームページに掲載して一般公表しており、民間事業者の事業活動の参考資料としても活用頂いております。例年、不動産鑑定士なども含め、民間事業者から市に対し直接データ提供の依頼もあり、それに応じているところでもありま

す。

なお、今年度行っている新しい中心市街地の在り方の検討作業におきましても、この通行量調査の結果を基礎的なデータとして、市民アンケートなど他の調査結果とも組み合わせながら活用する予定であります。

昨年度の調査結果では、新型コロナウイルスの影響もあって中心市街地の通行量が全体的に大きく落ち込む中、弘前れんが倉庫美術館周辺では増加しているということが分かっております。また今後、住吉山道町線、山道町樋の口町線の整備や弘前市立病院・旧第一大成小学校跡地の利活用などによる人の流れの変化も予想されます。市では、まちなぎわいと中心市街地が市民や観光客にとって魅力のある場所になっているかという観点で、今後も継続して通行量調査を実施し、その結果から現状をしっかりと把握して、効果的・効率的な中心市街地活性化を図ってまいります。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

ただ、長年継続して調査しているわけなのでけれども、実際のところ通行している人たちというのはどれくらい減っているものなのか、増えているものなのか。時間帯によりけりで、どういう人たちがどういう形でというか、自転車と歩行者しかいませんけれども、通行しているのか、どういう目的で通行しているものなのかというところまではありませんか。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） その通行の目的自体はちょっと把握はしておりません。

◎4番（齋藤 豪委員） ただただ、にぎわいをつくるためというか、そういうのを図るという目的でもあろうかとも思うのですけれども、通行量は結局、自転車であれば朝の学生が主であろうし、自転車にあっても、朝の学生の通学時間帯であれば多いでしょうし、商店街を活性化する上で

は、なかなかそういう人たちは商店街には反映されてこないものだと思うのですけれども、いずれにしろ続けるのであれば、しっかりとそういう目的に、しっかりと成果を導き出せるように、いろいろな形を探ってほしいなど。

最近、コロナで人流が随分取り沙汰されておりますけれども、テレビで見ているのは、持っているスマホで位置情報が分かって、いつの時間帯にはここに人がいっぱいいますよみたいなデジタル的な調査も取り沙汰されておりますので、ぜひその辺も踏まえて考えていただきたいと思います。

次に移ります。7款1項3目、決算書の225ページです。

食べて泊まって弘前応援キャンペーン実施業務委託料について。この行われた実績等、まずは成果についてお聞かせください。

◎観光課長（早坂 謙丞） 食べて泊まって弘前応援キャンペーン業務委託料の利用実績につきましては、令和2年7月22日から令和3年2月28日までの期間で実施しておりまして、宿泊施設28店、それから飲食店129店が参加しており、用意しました9,200人分全て利用されておりまして、決算額4280万円となっております。

それから、実施成果につきましては、利用者及び事業者からは、宿泊が1人1泊2,000円の割引、それから宿泊した方に対象飲食店で利用できる2,000円のクーポン券という制度内容が非常に分かりやすかったという声を頂いているほか、先ほど申し上げましたが用意した分全てを利用していただいたということで、コロナの感染拡大により落ち込んだ当市の観光需要及び地域経済の回復につながったものと考えてございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。まさにこのあたりまでは、コロナというのがなかなか当地においてはそれほど影響がなくて、計画が予定どおりいったのかなと思います。これ

については終わります。

次に、7款1項3目、弘前城秋の大祭典ということで、これもまた昨年行われて、私も開会式に出席させていただきましたが、非常に新しい試みであったなと感じております。この大祭典の開催に至った経緯、また内容、その成果についてお聞かせください。

◎観光課長（早坂 謙丞） 弘前城秋の大祭典実施に至った経緯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、弘前さくらまつり、それから弘前ねふたまつりをはじめとする各種まつり・イベントが延期または中止となり、観光客が減少し、市内の観光関連事業者が大きな影響を受けたことから、地域経済の回復と、特に近隣観光の促進を図るため、新たに実行委員会を8月に組織し、弘前公園内において食、スポーツ、アート、芸能など、多彩なコンテンツを盛り込んで、弘前城秋の大祭典を開催したところでございます。

内容と成果につきましては、まず内容といたしましては、令和2年9月18日から22日の5日間、園内入り口8か所に検温、それから手指消毒、連絡先の記入受付場所を設けるなど、コロナ対策を講じて開催いたしました。公園全体を一つのテーマパークに見立て、イベントステージ、出店エリア、スポーツエリア、アートクラフトエリア、こどもエリアの四つに分け、各エリアにおいてそれぞれ特色ある企画を実施するとともに、人の流れの分散も図りました。また、弘前城天守へのプロジェクションマッピングなど、本丸周辺において光の演出を施しまして、弘前公園の新たな魅力を創出することができました。期間中は天候にも恵まれまして、5日間の人出は6万9056人となっております。

成果につきましては、このコロナ禍におきまして、まず今後を実施してまいりました弘前城雪燈

籠まつりですとか弘前さくらまつりなどに対しまして、感染防止を生かすことができるモデルとなった事業であったというふうに感じてございます。

また、先ほど答弁いたしました食べて泊まって弘前応援キャンペーンとも連動させたことで、地域経済の回復、誘客促進につながったものと思っております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。まさに私も夫婦で行ってきたのですけれども、すごく電気使いとか新しい試みが見られてよかったなと思えました。またさらに、市としても、弘前公園を観光ツールとした様々な催しがありますけれども、そんな中でいよいよコロナに対する挑戦といえますか、ここからいろいろな取組が始まったのかなと記憶しております。これはこれで終わります。

次に、7款1項3目、同じ款項目ですけれども、弘前城菊と紅葉まつりですけれども、残念ながら昨年10月に当市でクラスターが発生しまして、これはたしか中止になったと記憶しているのですけれども、決算書には掲載されておりました。中止となった経緯、運営委員会での支出経費の内訳、もし答えられるのであればお聞かせください。

◎観光課長（早坂 謙丞） 弘前城菊と紅葉まつりにつきまして中止となった経緯でございますが、10月23日に開催予定でありました弘前城菊と紅葉まつりは、弘前保健所管内において新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、まつり運営委員会において検討し、直前の10月19日にやむなく中止を決定したというところでございます。しかし、既にまつり会場では、植物園を中心にフラワーアートや菊人形の設置などの飾り付けがほぼ終わっておりましたので、まつりは中止となりましたが、通常の植物園の営業において、まつり

のために準備した飾り付けなどを来園者の方に御覧いただいたということでございます。

それから、支出経費の主な内訳でございますが、このように準備してまいりましたので、会場のフラワーアートデザイン、それからPR動画制作、それから植物園出入口での検温業務などの業務委託に合計1336万462円、それから会場の装飾用の菊花や感染防止対策に係る消毒液などの消耗品に721万2729円、それからまつり中止に伴いまして、出店の出店者の方への事業継続支援金としての200万円などとなっております、まつり運営委員会の決算額は3028万3217円となっております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。それこそ市民感情でいけば、中止になったので、支出は結構抑えられたのかなと思うのですけれども、そうではなかったということで、また開催直前の決断ということで非常に重い決断をされたのかなと拝察いたします。

次に移ります。7款2項4目、ページは242ページであります。工事請負費の中の弘前公園の整備と活用（石垣整備事業）ということで、石垣も、これも継続した工事かと思われまして。またさらに、昨年ですか、西側、蓮池の上の岩木山が見える、あそこが壊れた。あそこの工事も併せて、どのように進んでおられるかお聞かせください。

◎公園緑地課長（成田 正彦） まず、本丸石垣東面の北側の積直し工事についてでございますけれども、昨年の9月25日に契約をいたしまして、現在工事が進んでおります。令和2年度での出来高としては0.5%、2年目となります令和3年度ですけれども、4月から足場の組立てを開始いたしまして、ゴールデンウィーク明けには、石垣の仕上がり、内側に沿って積み上がっていくものなのですが、その仕上がりを示す丁張りの設置作業に着手しまして、石垣修理委員会委員の確認、了

承を得て、6月23日に市長立会いの下、第1石目の積直しを開始したものでございます。現在は、2年で16段を積み上げていくわけですが、そのうちの2から3段目を積んでいる状況です。

作業は、下部においては、石の形が不整形であることや、破損して新たな石への交換が必要であることから特に慎重さが求められておまして、石工が石を仮積み、微調整して確定した後、正式に積む方法で進められております。

今年度の積直しは、12月中旬頃までの作業を予定しておまして、約半分まで積んでいく予定でございます。今年度末の進捗としては、北側工区の50.5%を見込んでおります。

続きまして、西側の崩落の進捗ということでございますけれども、昨年の9月4日の集中豪雨で、幅16メートル、長さ約30メートルにわたって崩落した本丸西側のり面の復旧についてでございますけれども、昨年の12月までに仮復旧を行いまして、現在は本復旧工事に向けて設計が終了し、今後入札の上、工事を行ってまいります。工事は、史跡として基本的には原状回復することとなりますが、被災の一因と考えられております園路の排水についても機能の向上を図って進め、今年度中の完成を目指すものでございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

先日ユーチューブを見ていましたら、弘前を訪れた観光客が、何と崩れた石垣、今工事しているというのを映して、アップしておりました。来られる方にとっては、少し斬新な思いで見れるのかなという印象を受けました。こういう情報も発信していただけたらと思います。ありがとうございます。終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎8番（木村 隆洋委員） 7款1項2目、決算書の223ページ、空き店舗活用支援事業費補助金

についてお伺いいたします。

説明書の中で147ページに記載されておりますが、令和2年度の交付実績4件、皆さんが改修事業ということで、4件の方が書かれております。令和2年度、コロナ禍の非常に厳しい状況の中でも4件の利用実績があるというのは例年とあまり変わらないのかなという印象を持っておりますが、その辺について市の見解をお伺いいたします。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 令和2年度空き店舗活用支援事業費補助金についてですが、令和2年度の交付実績は4件でありまして、令和元年度が3件、平成30年度が5件であったことと比較しましても、おおよそ平年並みとなっております。業種の内訳としても、4件のうち飲食業が2件となっており、新型コロナウイルスの影響で非常に厳しい状況にありながらも、その創業意欲、出店意欲が低下しているという傾向ではないところであり、市としても事業者のそういった積極的な姿勢に答えられるよう、今後も引き続きしっかりと支援してまいります。

◎8番（木村 隆洋委員） 令和2年度のこの4件の中でも、飲食業の方とかで非常に人気がある、なかなか予約を取れないという店もあるやに伺っております。やはり、中心市街地の空き店舗を解消していくためには、この事業が非常に有効性があるということを確認している中で、やはり何といてもこの事業を使われた方が事業継続していくことがやはり一番重要なことと考えております。

この空き店舗、例えば廃業した方とかであれば、たしか3年とかだば補助金返還とかということもあるかとは思っていたのですが、この空き店舗活用支援事業費補助金を利用された方の事業継続の状況、また廃業の状況等も、もし分かっていたらお知らせください。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 空き店舗の補助金制度につきましては、平成22年度から開始しております。令和2年度までの実績件数は64件で、このうち現在までに残念ながら19件が廃業となっております。

補助金交付の条件として、開店した店舗での3年間の継続営業を義務づけておまして、その3年間は、毎年確定申告の時期に合わせて決算書等を市のほうに提出していただくよう求めた上、直接面談し、経営状況を確認しております。もし状況が厳しいような場合であれば、ひろさきビジネス支援センターなどの経営支援機関の紹介や融資などの各種支援制度を案内するなどによりサポートをしているところでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） これまで64件が受けられた中で19件廃業と。この数字をどう見るかはなかなか、少ない感じもするし、多い感じもするし、そうかなという感じもするし、何ともここは判断が難しいところかなというふうには思っております。

今回、この中心市街地商店街の空き店舗率も決算説明書のほうに書かれておりますが、全体としてこのコロナ禍、令和元年度11%の空き店舗率が令和2年度13.8%と、2.8%上昇しております。特に下土手町の空き店舗率が12%近く上昇しているという中で、非常にやはりコロナ禍の中で皆さん厳しい状況なのかなと感じております。この中心商店街の空き店舗率が令和2年度は全地域で軒並み上昇している、この点、どういった事業者が空き店舗になっているのか、もし把握していればお知らせください。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 中心商店街における空き店舗の状況調査につきましては、例年、県からの依頼に応じて市から各商店街振興組合等へ現地調査をお願いし、実施してございます。その調査結果によりますと、令和2年度では新たに

空き店舗が11件発生しております。その内訳は、飲食業が4件、小売業4件、サービス業2件、事務所が1件という形になっております。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、この款につきましては2点質疑させていただきますので、順次質疑させていただきます。

まず、7款1項3目、決算書229ページの北東北三県広域連携事業。私はこの中でも、特に秋田内陸線・奥羽北線沿線連絡協議会負担金についてちょっと質疑させていただきたいと思います。

まずは、令和2年度の取組と、それについての総括というか考え方について質疑いたします。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 秋田内陸線・奥羽北線沿線連絡協議会の令和2年度の取組ということでございますが、令和2年度の取組は、沿線の観光情報やグルメなどの魅力を掲載した情報誌「秋田内陸線の旅」を秋号、冬号、春夏号と年3回作成し、JR東日本管内各駅や首都圏や近隣エリアの旅行会社、観光案内所等に配置したほか、各自治体がPR活動などにおいてこの雑誌を活用しております。

こちらのほうの取組についての感想といいますか、こちらですけれども、実際にこの情報誌というのはとても有効でありまして、この情報誌は沿線の自治体のいろいろなグルメですとか、商店ですとか、そういうものも紹介しながらの雑誌となっております。観光PRの際にはかなり有効なものとなっております。実際こちらのほう、令和2年度はコロナの関係でこの雑誌を作ることしかできませんでしたが、それ以外の年度というのは、PR活動とかも行っておりますので、有効だと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

実は私も、この雑誌というか、見させていただいたのですけれども、大変いいなというような、

特に秋田内陸縦貫鉄道というのは、温泉もあり、最終的には角館もあり、熊牧場もあって、なかなか面白い鉄道です。そういう点で、私としてはこの弘南鉄道、弘前の観光とコラボレーションするということで、秋田内陸線というのは大変魅力のあるものだと思うのですけれども、特に弘南鉄道の大鰐線とのコラボレーションが大変重要になってくると思います。中央弘前から大鰐へ行って、大鰐からJRで鷹ノ巣まで行って、鷹ノ巣から秋田内陸縦貫鉄道で角館へ行って、角館から今度は新幹線で盛岡、そしてぐるっとまた新青森、弘前と行って、ぐるっと回ってくる。このコロナ禍の中でマイクロツーリズムというのは大変注目されていて、そういう点では、この秋田内陸線との連携というのが弘南鉄道大鰐線にとって大変、今後重要になってくると私は思っておりますけれども、そういう点も含めて、このコロナ禍という状況も含めながら、令和2年度として、今後この内陸線と沿線との連携事業というのをどういうふうに考えていくのか、令和2年度としての総括をお願いいたします。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 令和2年度の感想といたしますか、これからのコラボということも含めての話ですけれども、今、委員おっしゃったとおり、秋田内陸線はとても魅力的な山間部の景観が重要な観光コンテンツとなっている鉄道となっております。そして、弘南鉄道大鰐線のほうも、温泉地ということもございますし、いろいろな共通点もありますし、今お話しされたとおり、鷹ノ巣へもJRで続いていくということもございますので、そして大鰐線に関しましては、大鰐線単体ではなくて、私どもとしましては、弘前駅へ着いた際の2次交通というところも考えております。そちらの2次交通のほうで、津軽圏域への2次交通として、津軽フリーパスという津軽圏域2日間乗り放題となるフリーパスのほ

うも実施しておりますので、そちらのほうに弘南鉄道のほうも参画頂いておりますので、そのフリーパスもつなげながら、秋田から津軽圏域への周遊へとつなげてまいりたいと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。やはり広域、地域としての広域としての魅力というものPRというのが大変重要になってくると思います。コロナ禍で今、一時的に大変な状況ですけれども、このマイクロツーリズム——地域内の魅力創出、そしてそれを回るのが大変注目されている現状でございますので、これは危機と捉えずチャンスと捉えてこの事業をより深めていっていただきたいと意見を申し上げます。これは、以上で終わります。

次に、7款1項3目、決算書227ページの四大まつり開催事業について質疑いたします。四大まつり開催事業でありますけれども、これ全体として質疑させていただきたいと思っております。

特にコロナ関連、コロナ対策という観点の切り口から質疑させていただきたいと思っておりますけれども、説明書にもあるとおり、さくらまつりについてはもう完全に封鎖という形で中止、ねぶたまつりも中止でございましたけれども、菊と紅葉に関しては、まつりとしては中止だったのだけれども、一応体裁、またコロナ対策といった形で封鎖するのではなくて、園内を解放したという形で行われた。雪燈籠に関しては、しっかり対策を行って、コロナ対策を行って実施ということでありました。

そういう点で、私は去年、菊と紅葉、雪燈籠、大変よかったなと思うのですけれども、令和2年度として、このまつりの開催事業というものの、特にコロナ対策に関して、まつりの開催の是非等、運営の仕方ということで、どういうふうにかえ、どういう考え方で実施あるいは中止したのかということをご質問いたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 四大まつり開催事業でございます。

当市の場合、今、委員おっしゃったとおり、四つのまつりがございますが、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、それぞれのタイミングの時期で、それぞれのまつりで組織しております実行委員会、運営委員会で協議を重ねて中止、さらには決定というふうに行っていました。特に四大まつりは、今年も含めてなのですけれども、感染対策のモデルとなる秋の大祭典から始まりまして、その後、県のほうにおきましても、県のガイドラインというものも策定してまいりました。この県のガイドラインの中では、まつりの判断基準というものも設けておりましたので、弘前城雪燈籠まつりにつきましては、その判断基準をつくるためのモデルの事業として採択されまして、県と一緒に感染防止対策というものを検証していったところなんです。具体的に申し上げますと、やはり当市の場合、四大まつりのうち三つが弘前公園を会場にしておりますので、ある程度やはり人の管理ができるというようなところが大きかったかなと思います。初めての試みでありましたけれども、園内に何箇所も出入口を設けまして、それから手指消毒、検温、そういったものを行ってまいりました。さらには、それらを周知するための事前の情報発信にもいろいろと工夫を凝らしてまいりましたところでございます。

また、多くの人があるから、共有スペースの消毒にも特に注意を払いながら行ってきたところでございます。

今回、まつりというのが弘前城雪燈籠まつりだけ正式に行われたわけですけれども、この中で課題というものもございましたので、その課題を生かしながら今年のさくらまつりにつなげていったというところでございます。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。

今、課長がおっしゃったとおり、四つのうち三つが弘前公園ということで、ある程度のこの人流、あるいは人の流れの管理の把握というのができたというところが、やはり今年にもつながっていると思いますし、そういう点では、入園者にとっての緊張感の醸成というものはできたと思っています。

そういったところも含めて、このコロナ対策をしながらのまつり開催というのは、令和2年、令和3年度に入りますけれども、しばらく何年かは必要になるのではないかなど私は思っています。そういう点で、令和2年度の状況というか、経験を踏まえて、今後数年にわたるとされるこのまつり開催について、どういった判断基準というか、考え方を持って今後望んでいくのかという点について、実際に今、もう令和3年度に入って実施したものもあるのですけれども、そういったものを踏まえて令和2年度としてはどういうふうに総括したか、お願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 令和2年度のまつりの総括を踏まえまして、令和3年度以降のまつりの在り方ということであろうかと思いますが、判断基準につきましては、県のほうでまつり・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインというのが、もう改定されておまして、少し厳しいような状況になっております。あくまでそれを判断基準にしながらいながら、県からの助言を頂きながら、感染状況の情報収集を努めながら、まつりの各運営委員会において開催の可否を決定していくものと思っております。

当分の間は、やはりおいでになる方々に対しましてもルールを守っていただきながら、またこちらからも感染防止対策をしっかり講じながら、至らなかったところはその都度検証して、またバージョンアップしながら、ここ何年かはまつりを運営していくのだろうと考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私からは、7款1項2目、決算書221ページ、補助金の中のプレミアム付商品券発行事業費補助金についてお伺いします。

まず、この補助金の事業の不用額は出ていますか。併せて、6団体交付となっておりますが、これ以外に申請のあった団体はあったのでしょうか。

◎商工労政課主幹（鼻和 孝夫） 6団体以外に申請があったのかという御質疑だと思います。申請がありましたのは、この決算説明書のほうに記載されております6団体のみとなっております。

不用額なのですけれども、この補助金が組合・団体消費喚起事業費補助金という科目の中でプレミアムの商品券の補助金と販促の事業費の補助金の二つが一緒になって、この組合・団体消費喚起事業費補助金となっているのですが、その不用額の合計が2533万9658円となっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 申請が6団体のみだったということでありました。この6団体の各プレミアムチケットあるいはプレミアム付商品券と名称は様々あるわけですが、各団体の、ちょっと細かいのですが、各団体で発行した枚数と言ったらいいのか、冊数と言ったらいいのか、枚数、そしてそれに対してどの程度販売できたのか。そして、実際に消費されたチケットはどのぐらいあって、使用率としてはどれぐらいになるのかというところを教えてください。

◎商工労政課主幹（鼻和 孝夫） プレミアム付商品券の各団体ごとの発行された分と、あと使われた分、使用率等をお答えいたします。

まず、岩木山商工会です。岩木山商工会は2回やっているのですけれども、まず1回目のほうでございます。予定冊数といたしましては、1万2000冊の予定でした。1冊は6,500円です。実際に販売された金額が、これは完売しておりますの

で、7800万円分の金額が発行されておりまして、実際に使われた金額が7780万6500円ということで、実際に使われた額が、パーセントなのですが、けれども99.75%が使われてございます。

続きまして、弘前商工会議所が発行した部分でございますけれども、2万冊発行の予定で、実際売れたのが1万5918冊ということで、額面といたしましては1億346万7000円分が販売されておりまして、実際使われましたのは1億309万9500円ということで、使用率といたしましては99.64%でございます。

続いて、青森県美容業生活衛生同業組合弘前支部が発行したチケットでございますが、2万冊の発行予定で、使用可能額面といたしましては1億2617万1500円分が発行されまして、実際使われたのが1億2575万9400円ということで、使用率は99.67%でございます。

次が土手町商店街振興組合連合会ですけれども、2万冊発行予定でございまして、これは完売しまして、使用可能金額1億3000万円に対しまして、使われた金額が1億2947万8000円ということで、使用率が99.6%でございます。

続いて、協同組合弘前ハイヤー協会でございます。こちらは8,000冊の発行予定で、実際に販売された金額が472万5500円ということであります。実際に使われたのが468万1500円ということで、使用率は99.07%ということでございました。

最後に、岩木山商工会の2回目の分でございます。5,000冊の発行予定で、こちらも完売しておりまして、3250万円分発行しておりまして、使われたのは3243万円ということで、使用率は99.78%。トータルでいきますと、6団体合わせまして、使用可能金額が4億7486万4000円分発行されまして、使われたのは4億7325万4900円ということで、全体での使用率は99.66%ということ

になってございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） ありがとうございます。かなりプレミアム付商品券の効果というのは絶大なものがあるなというふうな印象を受けました。

このプレミアム商品券の決算額を見ますと、このハイヤー協会というのがちょっと、決算額が208万円と。極端にこのハイヤー協会の団体だけが決算額が少ないのですが、これはどういう内容になってますか。

◎商工労政課主幹（鼻和 孝夫） 弘前ハイヤー協会の事業のまず中身を御説明させていただきますと、お買物券付プレミアム商品券ということで、1冊6,500円分のチケットを5,000円で販売するというもので、1枚500円の券が13枚で1冊になっています。そのうち、6枚3,000円分がタクシー用、7枚3,500円分がお買物用として使えるというふうな構成になってございます。使えるお店としては、タクシーのほか、この事業に参加した市内にあるスーパーとか雑貨店等、あとは飲食店、合わせて25店舗で使えるというふうな中身になってございました。

◎16番（小田桐 慶二委員） ありがとうございます。

このプレミアム付というのは、消費の動機づけにはかなりインパクトがあると思っております。この2年度の実績を踏まえまして、今年度もまた事業展開されている部分もあるかと思しますので、この点は多くの団体にさらに声かけをして、こういう事業が活用できるように行政としても取り組んでいただきたいと思います。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 7款1項3目、決算書229ページです。この中に、サイクルネット活用促進事業費補助金ということで120万円ほど補助されていますが、説明書のほうを見れば、令和2年度の利用実績が令和元年度と比べて

39.9%と非常に、もう半分以下なのです。でも、補助金の決算額は、元年度と同じ120万円ということですが、その理由についてお答えください。

◎観光課長（早坂 謙丞） このサイクルネット活用促進事業、自転車の貸出しによる事業収入と、それから市の補助金により、弘前観光コンベンション協会によって行っております。

令和2年度は、運営に当たりまして、緊急事態宣言のあった4月20日から5月23日の間を休止した以外は、利用したい方についてはいつでも貸出しができるよう、貸出し場所5か所での自転車の貸出し業務は通常どおり行ったほか、新たに新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の対応として、受付時に接触しないよう、ビニールカーテンの設置や貸出し前後の自転車の消毒作業などを行いました。コロナの感染拡大の影響によりまして、利用台数は落ち込み、事業収入は減りましたが、人件費ですとか、感染対策などの必要経費はかかることから、2次交通整備の観光客の利便性と回遊性をコロナ禍におきましても維持するため、同額の補助金を支出したものでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 今のお話をお聞きすれば、利用する台数が少なくなっても人件費とかはかかるのだよというふうに受け止めましたけれども、利用された方、お客様といいますか、どのような声が出てますか。非常によかったとか、料金が高いとか、いろいろあるかと思えますけれども、利用者の声をもしお聞きになっていれば教えてください。

◎観光課長（早坂 謙丞） 利用者の声でございますけれども、まずは多くの利用者の方からは、貸出し場所と返却場所が違っていてもよいというこの制度のところ、よくこれはお伺いしてございます。また、他人とあまり接触しない交通手段ということで、特にコロナ禍の中では有効な手段だということでの声は頂いております。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎3番（坂本 崇委員） 私からは、二つ質疑をさせていただきたいと思います。

まず、7款1項2目、決算書の218ページ、企業誘致推進事業についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内の経済や企業の活動にも大きな影響を及ぼしている現状において、当市の企業誘致活動も厳しい状況ではないかと思えます。現在の企業誘致の状況はどうなっているのかお聞きいたします。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 近年の企業誘致の状況について御説明いたします。

まず、平成30年度から令和2年度までの直近3年間における現在操業中の誘致実績につきまして6件となっております。業種別ではコールセンター業3件、情報サービス業2件、製造業1件でありまして、情報サービス関連産業が多くなっております。実際に進出していただいた企業からは、勤勉な人材を集めることができる点とか、あと災害時のリスク分散のための立地場所として優位であるというお声を頂いております。

なお、6件の誘致企業における従業員数ですけれども、令和3年4月1日現在、221人となっております。地元への雇用が創出されて着実に企業誘致の実績が出ているものと認識しております。

◎3番（坂本 崇委員） 8月25日の新聞報道で、東京の企業との事業所開設の協定調印式の記事を拝見いたしました。これも令和2年度の地道

な誘致活動の成果の一つと思えますが、このコロナ禍の状況の中で大変いいニュースだと思いました。この事業所の業務内容、雇用される人数、今回誘致に至った経緯と伺いますか、それについてお聞かせください。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 8月25日の新聞報道におきまして誘致認定した企業ですけれども、本社が東京にあります株式会社エスプールのとなります。事業所名は弘前BPOセンターというもので、所在地はさくら野百貨店弘前店の1階に立地し、9月1日より創業しております。

BPOという言葉ですけれども、企業の運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託するものであります。弘前BPOセンターにおける業務内容につきましても、顧客企業などの事務処理を代行する業務を行うと聞いております。また、雇用ですけれども、弘前BPOセンターでは30人程度の地元雇用を予定しておりまして、今後は受注の増加に合わせまして最大50名程度まで増やす意向があると伺っております。

今回の誘致につながった要因といたしましては、実は既に子会社である株式会社エスプールリンク弘前エントリーセンターを令和2年1月に誘致認定しておりまして、その際に従業員の質の高さ、離職率が極めて低いなどの理由によりまして、親会社の株式会社エスプールの新たな事業所設置の候補先として当市が選ばれたものと認識しております。また、当市では、さきに立地した株式会社エスプールリンクを誘致する際にも積極的に本社訪問をするなど、立地環境や様々な情報を発信して企業誘致につなげてまいりました。

BPO事業は、外部委託が可能な業務を切り出すことで主要事業に注力できまして、主要事業に注力することで生産性を向上させることが見込めますので、今回のBPOセンターが弘前市内企業とマッチングすることで、地域全体に及ぶ効果は

非常に大きいものと考えております。

今後もしめ細かいサポートを行いながら、起業支援、企業誘致活動を継続してまいります。

◎3番(坂本 崇委員) BPO、最近よく聞きます、ビジネス・プロセス・アウトソーシングでしたか。結構、首都圏とかでニーズが高まっているというようなお話を伺っております。今後、成長が期待されるスタイルだと思いますので、今後もういった市内の企業とのマッチング、そういったものに効果が生まれるのではないかなと期待するところがございます。コロナ禍で何かと誘致活動は大変かと思っておりますけれども、引き続き企業誘致の推進に取り組んでくださるようお願い申し上げます。この質疑は終わります。

次に、7款2項2目、決算書236ページ、弘前公園さくら研究・育成事業についてお尋ねいたします。

説明書の165ページに記載の弘前大学との共同研究の内容、成果についてと早咲き品種の研究の状況、あと育成した遅咲き品種の桜230鉢の品種の銘柄といいますか、品種と、それをどういうふうにご利用しているのかについてお聞かせください。

◎公園緑地課長(成田 正彦) 弘前大学農学生命科学部との共同研究内容ですけれども、桜の開花生理と開花予想の基礎となるマルバマンサクの開花生理に関する研究、桜種子の発芽促進に関する研究、弘前ユキアカリの特性に関する研究を行っております。その内容、成果といたしましては、ソメイヨシノの開花予想の起点がマルバマンサクの開花日であるため、マルバマンサクの開花を早期に求めることで、桜の開花日を早く提示できることから、データ集積を進めているものがございます。

桜の発芽促進に関する研究では、種まきから発芽まで通常100日から140日必要なところを7日間

短縮することができたものでございます。桜の成長促進については、しだれ桜の上方伸長を促す物理的処理及び科学的処理についてデータを得ることができております。

弘前ユキアカリの特性については、染色体数の調査などDNAレベルでの特性分析に着手している状況でございます。成果が出るまで数年かかるものもありますけれども、今後も成果の検証やデータの蓄積を継続してまいりたいと考えております。

続いて、早咲き品種の研究についてでございますけれども、弘前公園内では、ソメイヨシノより遅咲きの品種が41品種あるのに対して、早く咲く品種は3品種と数が少ない状況です。咲いても一斉に咲かないことから、ソメイヨシノの遅咲き対応として新たな品種の作出が求められており、研究をしているものでございます。これまで弘前公園内の早咲き品種などから得た種子を、発芽させた実生苗から開花したものがあまして、試験を重ねている状況です。固定するまでは数年かかるものもあることから、今後も開花時期などの観察を続けながら、新品種の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、遅咲き品種の桜鉢植えについてでございますが、ソメイヨシノの早咲きによるさくらまつり後半のにぎわいを創出することを目的として、遅咲き品種の桜の鉢植えを育成しております。その品種は、ヤエベニシダレ、ショウゲツなど全部で23品種があります。今年のさくらまつり後半では、追手門、東門、北門周辺のほか、下乗橋付近、北の郭で展示をしております。今後も早咲き対策として育成に努めてまいりたいと考えております。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

本当に近年、自然環境とかいろいろ気候、そう

いったものが変わって、なかなか桜がどんぴしゃとゴールデンウィークに合わなくなっている状況が続いていると思います。その中で、やはり桜見物に来た方、偶然いい場面を見た方もいらっしゃいますし、ちょっと遅かったり、早かったりという方も多くいらっしゃいます。そういう意味では、今回の研究というのは、すごく今後にとっても重要なものだと思います。

個人的な話をしてもしょうがないのですが、マンサクが咲けば1か月でしたか、1か月後にソメイヨシノが開花するという話を、弘前公園に携わってきた先人たちが、現場でそういったのを見つけて、それに基づいて今まで管理をしてきたと。今回このことが、この根拠が科学的に立証されるというのは、これすごい先人たちのこれまでの努力、工夫、そういったものも立証されるので、大変いいことだと思います。逆に今コロナ禍なので、なかなか大変だとは思いますが、あえてこの時期にそういった研究に一生懸命努めて頂いて、コロナが収束した際には、この成果がまた生かされて、日本一の桜を多くの人たちに見てもらえるよう、ぜひいい研究成果を期待しております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

◎11番（外崎 勝康委員） 7款1項3目、決算書229ページ、説明書155ページの津軽圏域DMO——クランピオニーに関する質疑をちょっとしたいと思います。

コロナ禍において、今回のDMOというのは

様々大変だったと推察いたします。そこで、事業内容とその成果、このコロナ禍においてどういった成果を出してきたのかお伺いいたします。答弁として、できればやはりこれだけの大きな事業ですので、PDCAを基本としたお話をいただければと思います。特にCA——チェック、アクションというのは非常に大事だと思います。チェック、アクションにおいて、事業途中より変化したとか、変更したとか、また新たなことに取り組んだことがあった場合はそれも含めてお話ししていただければと思います。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） DMOに關しまして、まず事業の内容について説明させていただきます。

こちらのDMO、令和2年度は、法人の活動については、主に他地域やオンライン上で行われる会議、研修への参加、各地域の特性や課題を分析するための観光診断業務のほか、マーケティング業務として地域データの収集ですとか、国の地域経済分析システム等の無料で提供されるデータの分析などを順次行いながら、構成市町村担当者会議などによって各市町村への情報提供や交換を行っております。また、津軽圏域が一体となって観光で稼げる地域となるためには、構成市町村担当者が自らの自治体の情報だけでなく、圏域の幅広い情報に精通していることが必要であることから、各自治体の観光コンテンツについて体験する場を設けたりしております。担当者会議等を開いております。情報共有だけでなく人材育成の場として位置づけて活動しております。

成果といたしましては、令和2年度は人材育成の場ということもございまして、あと観光コンテンツの開発ということで、各市町村からの職員に会議に出席して頂いて、自分たちで、グループをつくってモデルコースをつくるというふうな事業等も行い、実際にその事業者のほうに評価してい

ただくというふうな形のものやっております。実動につなげるようなものということをやっていることと、あと関係市町村の担当者の意識の改革といえますか、やっていただくではなくて自分たちが参画してやっていくという意識改革にも取り組んでいるところであります。

P D C Aといたしましては、実際にやったものがどういうふうに反映されているかというものを検証して、翌年の事業へと反映させていくというふうな形を取っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 今回、人材育成とか、新たな事業をいろいろ考えていくというのが令和2年度だということだと思のですが、この人材育成ということに関して具体的にどういったことをしたのか、また観光コンテンツのモデルコースということで、どういうものがより有効であると考えたのか、その2点をお聞きしたいと思います。

◎国際広域観光課長(佐藤 真紀) 人材育成ということですが、こちらのほう、14市町村のほうでフィールドワークの実施ということで、実際14市町村にその職員で出かけて行って、観光コンテンツですとかを実際に体験してみたり、見てみたりということから始めております。マーケティング調査ですとか分析事業として、顧客満足度調査とかを実施したりして、そちらのほうの分析結果を基に、また担当職員ですとか担当課の意識改革というふうには、変えております。

モデルコースの造成ということですが、こちらのほうは、各自治体の担当者がグループワークにおいて津軽周遊モデルコースの企画・提案を実施しております。こちらのほうですと、四つのグループに分かれておまして、4コース造成されている——4コースではなくて四つのグループでそれぞれ二つずつ提案しておりますので8コース提案されたのですが、そのうちの

よかったものというのは、昨年度、旅行商品の造成会の発表会を開催して、高評価を受けたコースについては、実現の可能性について今年度事業者とも詰めている状態です。

◎11番(外崎 勝康委員) もう少し具体的に、例えば人材育成して、こういった人材育成がこういうふうには、確かな成果、手応えがあったとか、例えばコースにしても、こういうコースがやはり将来的にすごくいいのではないかと、もうちょっと具体的な話を聞きたいと思っております。

◎国際広域観光課長(佐藤 真紀) 具体的なコースを申し上げますと、各自治体のコンテンツの再認識ですとか再構築なのですが、実際にあった具体的なものといたしましては、鉄道に特化したものということで、本当に鉄道を好きな方々をターゲットにということで、J R、それから弘南鉄道のレアなものをコンテンツとして、そういうふうな2日間の組立てですとかというふうなコースですとか、あと岩木山を活用した癒しの、30代の女性をターゲットとしたものですか、ヨガとかを組み入れた癒しのコースとかがありました。

人材育成で具体的な内容といたしましては、実際いろいろなところ、各自治体を回っていただいている観光コンテンツを見たりとか、各自治体によってそれぞれの観光にかける思いの熱量というのも、今までは若干違っておりますので、そのところを若干熱量が低いような自治体のほうの方々の方も14市町村の担当者と一緒になってそういう勉強することによって、自分たちの意識の改革が図られたというふうな感想ですとか、その会議に出るのが楽しみであるというふうな感想を頂いているので、一定の効果は出てきているものと考えております。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、木揚公明

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番（竹内 博之委員） 私からは、決算書235ページの7款1項6目、岩木山観光資源保存事業費補助金についてお伺いいたします。

まずこの事業、令和2年度の予算書を見ると、新規事業として計上されているのですけれども、財源は国とか県の特定財源なのか、財源についてお伺いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 岩木山観光資源保存事業費補助金の財源のほうは、国から、県からということはありません。

◎1番（竹内 博之委員） シンプルな質疑を幾つかしていきます。

株式会社岩木スカイラインは株式会社でありますので、営利企業ですよ。

◎観光課長（早坂 謙丞） 営利企業でございます。

◎1番（竹内 博之委員） この岩木スカイラインの道路は有料道路ですので、有料道路を使うことによって売上げを立てている。つまり一般的な、何でもそうですけれども、商品を販売して、売上げが立つ。つまり、岩木スカイラインの道路は商品ですよ。

◎観光課長（早坂 謙丞） 竹内委員がおっしゃるとおり、商品と言えは商品でしょうけれども、観光の視点に立てば重要な観光コンテンツという側面もあると考えてございます。

◎1番（竹内 博之委員） そうですね。重要な観光コンテンツです。

その商品、道路に対して、今回、道路の路肩を整備する事業を支援するという事で補助金を出しているのです。これ、損益計算書上でいけば、売上げがあって、多分売上原価あたりに本

来、企業決算で計上されると思うのですけれども、そこに対して補助金を出す根拠というか、理由というものは、どういうふうに市の中で整理しているのですか。その事業の内容の中で多分整理されていると思うのですけれども、どういう経緯で商品に対する補助金を支出してるのか、その点についてお伺いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 委員おっしゃるとおり、有料道路で収益があるということですが、市といたしましては、魅力的な早春の岩木山及びその周辺地域にさくらまつりに訪れる国内外からの多くの観光客を呼び込む、そしてまつりや市内の観光施設での観光のみならず、岩木山、その周辺地域の観光につながる有益な、公益上必要のある道路と考えてございます。

◎1番（竹内 博之委員） これは、工藤光志議員の一般質問でも同様の質疑があったと思うのですけれども、公益上必要があると、多分ここが一つポイントになると思うのですけれども、公益上必要があるかどうかは誰が判断するのですか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 最終的には、市のほうで判断しております。

◎1番（竹内 博之委員） 市のほうというのは、弘前市は意思決定を持っているのですか。ごめんなさい、誰が判断するのですか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 公益上、判断するに当たりましては、いろいろな方々、専門家からの御意見を頂きながら、市のほうで判断したものでございます。

◎1番（竹内 博之委員） その法的根拠は何ですか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 地方自治法のほうに寄附または補助することができるという条項もございますので、その辺の場合、公益上必要があるという場合にはできますので、そこで判断してございます。

◎1番(竹内 博之委員) 今、手元の、これ裁判例検索で見ると、今、課長おっしゃったように、地方自治法第232条の2の公益上の必要性に関する判断に当たってというのが裁判所のホームページに載っているのですけれども、地方自治法上に基づいて最終的に市が判断すると。分かりました。

これは質疑ではないのですけれども、委員長の一般質問において、岩木スカイラインの除雪について質疑しておりました。除雪費において対応していたということが明らかになったので、ここは今7款なので次の8款土木費において、除排雪費用の部分で、改めてこの株式会社岩木スカイラインの、いわゆる今お話ししていた公益上の必要性だったりとか、そういったことも議論したいと思います。ここはまだ7款ですので、8款の除排雪費に、また観光部の見解であったり、そういったことを質疑してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎15番(今泉 昌一委員) 本当は今のもフォローしていきたいのですが、8款でまた、決算ということで取り上げたいと思います。私は、オーソドックスに、7款1項2目の補助金、負担金全般について、特に中心商店街の活性化について質疑をいたします。

先ほど齋藤委員でしたか、通行量調査の質疑をいたしました。この説明書の144ページに、米印がついて、任意調査場所というのが何か所か記載されているのですが、この任意というのはどういう意味ですか。その年によって調査したりしなかったりという意味なのでしょうか。

◎商工労政課長補佐(澁谷 卓) お答えいたします。

今の御質疑ですが、任意調査地点というのは、全部で15地点ございますけれども、7地点が中心市街地活性化基本計画の目標指標の積算の根拠に

なっている地点、それ以外の8地点につきましては任意地点ということで定めておまして、これにつきましては毎年、この任意地点については基本的に変わらず調査しているという状況でございます。

◎15番(今泉 昌一委員) 先ほど、この7地点は中心市街地活性化基本計画の指標、その他に使うということでこの予算がついているわけですね。それで、NPO、キャストに委託していると。この任意地点も、やはり同じくキャストに委託しているのですか。

◎商工労政課長補佐(澁谷 卓) そのとおりでございます。

◎15番(今泉 昌一委員) どうせやったのだったら、発表してもらったほうがいいのではないかと思います。今こういう、自転車の時代でもありますし、また特に中心市街地活性化基本計画の中では、いわゆる弘前れんが倉庫美術館、中央弘前駅と土手町を文化交流エリアということではっきり定めているので、特に中央弘前駅前、吉野町緑地というのも、れんが倉庫美術館前辺りも、やはりきちんと定点観測をしているのであれば、発表していただきたいと。

それから、先ほど課長か部長か、吉野町は増えていると言いましたけれども、これは当たり前の話で、何もなかったところに美術館ができて、だから増えて当たり前なのですが、ただ、せっかくそうやって美術館の部分で通行量が増えたにもかかわらず、中土手町の通行量の落ち込みが極端なのです。どこもみんな落ちていますがけれども、特に中土手町の落ち込みが大きい。これについてはどのように考えておりますか。

◎商工労政課長補佐(澁谷 卓) お答えいたします。

中土手町の状況につきましては、令和元年度につきましては、ルネス前のほうで調査してござい

ますけれども、そちらのほうのリニューアルの影響で大きく増えているということもございます。

令和2年度につきましては、やはり新型コロナウイルスの関係で、来街の自粛というのがあると。それが一番大きいところでもございまして、あとは秋に関してはやはり市内のクラスターが非常に大きいのかなど。あとは、加えまして、周辺の空き店舗、大型のものとかございますので、そういったところも含めて減少に及んだのかということと考えてございます。

◎15番（今泉 昌一委員） コロナとかではない。特に中土手町が大きく落ち込んでいる。50%台ですよ。ほかはざっと計算すれば70%。落ちるのは分かるのですよ、全体が。では、特に中土手町の落ち込みが大きいのはどのように考えておられますか。

◎商工労政課長補佐（澁谷 卓） お答えいたします。

中土手町につきましては、経年で見ますと、平成28年度から見ますと3,040人ということになりまして、29年度からは2,200人とか、30年度2,700人とか、大体そういった2,000人、2,500人とか3,000人で推移してございました。そういうところから見ますと、やはり令和元年度につきましては3,138人ということで大きく上がってますので、そういったところで、ちょっと前年度の反動ということもありますし、やはり小売店とか飲食店が中心の商店街でございまして、コロナの影響というのがやはり大きかったのではないかと考えてございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 結局、れんが倉庫、中央弘前、城東閣、そして土手町商店街が中心市街地活性化基本計画の中のいわゆるコアだったわけですので、今後もこの通行量の動向をしつかりと見守っていきたいと思います。

もう一つ気になったのは、空き店舗率とこの通

行量が必ずしも数字がリンクしないのです。例えば、下土手町がすごいのでしょうか、今回のこの決算でいくと空き店舗が倍以上になっている。でも通行量の落ち込みは中土手町ほどでもないとか。その辺もちゃんとやはり分析というか、見たいので、先ほど言った城東閣周辺とか、そこはちゃんと示していただきたい、終わってからでも。

もう一つは、今回、いろいろな形で飲食業に対する補助を続けてまいりました。本当にこの1年間、商工部の皆さんは、特に大変お忙しい思いをしたと思います。まず、そこを御礼を言うのを忘れていました。ありがとうございます。

大変だと思うけれども、鍛冶町の通行量も調べてみたらどうですか。結局、飲食業が占める割合というのは、非常に皆さん、大切だと思うからこそ飲食業に特化した補助とかもやってきたわけですよ。だから、その成果とかを見るためには、鍛冶町の飲食業調査もやってみたらどうかということをご提案いたします。

それから次、商品券の話、先ほど小田桐委員がお話ししました。どれも99%台で高い、ほとんどが。それこそ1億1000万円くらいの補助に対して売上げが4億7200万円という資料を頂戴しています。非常に投資に対する効果の大きかった事業だろうと思います。

私が一番確認したいのは、先ほど換金率99.6%とか言ってました。換金されないのがそれぞれ少しずつある。これは、私の考えが正しいかどうかだけ確認したい。1,000円チケット持って行って960円のものを買えば、お釣りが出ません。普通は1,200円くらいの物を買うのですけれども、そういうお釣りが出ない分とイコールだと思ってよろしいのでしょうか。

◎商工労政課主幹（鼻和 孝夫） お釣りが出ない分につきましては、お釣りが出ないのですけれども、お店に1,000円分の商品券が持ち込まれま

すと、お店のほうでは960円の物を売ったとしても、1,000円の券としてあくまでも取扱いします。換金の段階では1,000円として換金されま

す。
◎15番（今泉 昌一委員） 本当に図ったようにどこも99.6%とかということ。分かりました。では、私の考えを改めます。

この事業自体は、大変そういう意味では好評だったし、そのほかに同時に販売促進事業とかもたくさんやられて、それは好評だったのですが、ただそこで業者の声と市民の声を一つずつ紹介して終わります。

業者のほうは、やはり新たな顧客の獲得にはなかなかつながっていないと。今まで来ている人が、本来であれば現金で買ったものを商品券で買って行くので、すぐ換金できないというところで辛さを感じているという声も聞きました。それ一つ。

消費者にしてみれば、同じ時期に、前年度の場合には10月くらいから年末年始ということでやっちゃったので、一斉にあちこちでやっているわけでしょう。ありがたいのだけれども、あちこちで販促やるけれども、人々の財布の中は同じなのです。あれも行きたい、これも行きたい、何をしたいと言ってもなかなか、随分多過ぎるなという声も実はありました。ですから、これからは販売促進計画をいろいろやるときには、そういう時期のバランスとか調整とかもぜひ考慮に入れていただければと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、7款商工費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、8款土木費の決算に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎建設部長（花岡 哲） 8款土木費の決算について御説明申し上げます。

まず、建設部に係る1項から3項までについて御説明申し上げますので、244、245ページをお開き願います。

1項土木管理費は、人件費と各種協議会などに係る経費でありまして、予算現額3689万5000円に対しまして、支出済額が3683万6061円でございます。5万8939円の不用額となっております。

次に、244ページから259ページにかけましての2項道路橋りょう費は、道路や橋梁等の新設、改良及び除排雪業務などに係る経費でありまして、予算現額42億2786万1743円に対しまして、支出済額が36億2172万7073円、翌年度繰越額が4億9630万270円で、1億983万4400円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、道路補修事業及び橋梁維持事業などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

250、251ページをお開き願います。

2目道路維持費のうち、12節委託料の6312万1840円は、除排雪業務に係る経費が見込みを下回ったものであります。

256、257ページをお開き願います。

6目地方道改修事業費のうち、14節工事請負費の889万8608円は、仲町伝統的建造物群保存地区電線共同溝事業における舗装復旧の構造の変更などによるものであります。

次に、258ページから261ページにかけましての3項河川費は、河川の改修、維持に係る経費でありまして、予算現額8483万7000円に対しまして、支出済額が8393万7127円で、不用額は89万9873円となっております。

続きまして、4項都市計画費について御説明申

上げます。

260ページから273ページにかけましての4項都市計画費は、都市整備部、建設部、上下水道部所管事務に係る経費でありまして、予算現額38億8019万6568円に対しまして、支出済額が32億6485万3713円、翌年度繰越額が4億5489万313円で、1億6045万2542円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、住吉山道町線道路整備事業などによるものであり、事故繰越しは駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

262、263ページをお開き願います。

2目都市計画調査費のうち、12節委託料の739万円は、都市計画図作成時期の見直しによるものであります。

268、269ページをお開き願います。

5目街路改良事業費のうち、14節工事請負費の6039万467円は、弘南鉄道大鰐線中央弘前駅前広場整備計画の見直しなどによるものであります。

続きまして、270、271ページをお開き願います。

7目交通政策費のうち18節負担金、補助及び交付金の3158万7805円は、地域間幹線系統確保維持費補助金の交付額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、5項住宅費について御説明申し上げます。

272ページから279ページにかけましての5項住宅費は、市営住宅の維持管理及び建築指導に係る経費でありまして、予算現額6億3152万8000円に対しまして、支出済額が5億2413万5382円で、翌年度繰越額が4838万円で5901万2618円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、弘前市公営住宅など長寿命化計画に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

276、277ページをお開き願います。

1目住宅管理費のうち、14節工事請負費の4341万3069円は、契約差額などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩します。

〔午前11時46分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本款につきましては、6名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎8番（木村 隆洋委員） 8款5項2目、決算書279ページ、空き家・空き地利活用事業についてお伺いいたします。

説明書のほうに実績等が書かれているのですが、交付件数、空き地6件、空き家4件と合わせて10件あります。この交付実績について、対象になった地域ごとの件数と、あと交付を受けた世帯の内訳についてお伺いいたします。

◎建設部理事（佐藤 久男） それでは、補助金の対象となった地域ごとの件数と交付を受けた世帯の内訳についてお答えします。

まず、補助金の交付対象となった空き家・空き地の地域ごとの件数でございますが、空き家・空き地を購入し、補助金の交付を受けた10件のうち、市街地が9件、郊外が1件となっております。

次に、交付を受けた世帯の内訳ですが、年代別では20代が1世帯、30代が5世帯、40代が3世帯、50代が1世帯となっております。

また、移住世帯につきましては、圏域市町村か

らの移住で、40代の子育て世帯が1世帯となっております。子育て世帯は6世帯となっております。

◎8番(木村 隆洋委員) 現在の空き地・空き家バンクの登録状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

◎建設部理事(佐藤 久男) それでは、バンクの登録状況についてお答えいたします。

空き家・空き地バンクは、平成27年度から弘前市単独で運営をスタートしております。その後、平成30年度からは、弘前圏域8市町村が連携して運営しております。令和2年度までに累計で298件の物件登録がございます。累計では298件でございますが、成約や登録の取消しなどにより抹消されたものもありますので、令和3年3月末時点での登録状況は、弘前市が56件、黒石市が4件、平川市が2件、藤崎町が2件、板柳町が2件、大鰐町が3件、田舎館村が2件となっております。合計で71件の物件が登録されております。

◎8番(木村 隆洋委員) 今現在、古くなって所有者もちょっと分からないとかという空き家がやはり増えてきております。そういった空き家地域にとって危険な建物になったりという状況も見受けられております。そういった状況を防ぐためにも、やはりこの空き家・空き地利活用事業というのは非常に重要だなど。先ほど令和2年度の交付実績の詳しい中身を伺っても、20代、30代で6世帯、40代が3世帯と、交付を受けた10世帯のうち9世帯が若い方々。10件のうちの9件が市街地ということで、こういう危険な空き家を防ぐためにも、その前段階でこの空き家・空き地の利活用をしていって、できれば若い方々が比較的高値でない形で手に入れるというマッチングが非常に大事かなと思っております。

今後、この空き家・空き地の利活用事業についての利用促進を図っていくということが必要だと

思いますが、市の見解をお伺いいたします。

◎建設部理事(佐藤 久男) 利活用を進めていく上では、空き家バンクが有効だと考えてございます。弘前市のバンク開設以来、登録物件、利用者登録数は順調に伸びてきておりましたが、ここ2年は全体的に伸び悩んでいる状況にあります。弘前市の物件も少し伸びが鈍くなっているほか、圏域内の他の市町村では物件数が少ない状況となっております。

空き地・空き家バンクを有効に機能させるには、物件登録を増やす必要があり、この辺が課題となっております。この要因といたしましては、広域連携開始後まだ3年で、各市町村がバンク制度を周知し切れていないことが物件登録が伸び悩んでいる要因の一つだと考えております。

今後は、圏域8市町村が知恵を出し合い、より一層空き家・空き地バンクのPRを強化しまして、物件登録の増加につなげてまいりたいと考えております。

◎10番(野村 太郎委員) 私からは、8款4項7目、決算書271ページ、弘南鉄道活性化事業について質疑させていただきます。

令和2年度、三つの事業を行ったということでもあります。一昨年、弘南鉄道の赤字補填というか、運行費補助金を出すということが決まって、フルでそれが執行された初めての年度だったと思いますけれども。一方で、またコロナ禍という新たな事情というものが発生したということから、なかなか難しい年だったと思いますけれども、まず最初に令和2年度の弘南鉄道活性化事業の全体的な内容というか結果について、そしてコロナ禍というものが与えた影響について質疑させていただきたいと思います。

◎地域交通課長(小山内 孝紀) 令和2年度の弘南鉄道の状況について御答弁させていただきます。

令和2年度は、大鰐線に加えまして弘南線も含めた両線について、関係市町村として対応の在り方を本格的に検討する年でありました。それとともに、新型コロナウイルスの影響といったものがありまして、なかなかどういった形になっていくのか見通せない年でもありました。そういったこともございまして、大鰐線の利用促進策につきましては、次年度以降の利用促進にもつなげていけるような新たな企画といたしまして、こども金魚ねぶた列車ですとか、大鰐線の利用者だけが参加できるりんごもぎ取り体験ですとか、また弘前れんが倉庫美術館と連携したキャンペーンなどを実施したほか、アフターコロナを見据えたインバウンド対策といたしまして、大鰐線の各駅の看板や車内放送、あとはお得な乗り方などのチラシを多言語化していくと。これにつきましては、観光庁の補助金も活用しながら、大鰐町と連携して、弘南鉄道株式会社の取組を支援したところでございます。

このほか、弘南線と大鰐線との共通事業といたしまして、沿線の魅力ある観光スポットですとか、弘南鉄道ならではの楽しみ方、お得な切符などを掲載した弘南鉄道ガイドマップと、それから主要な駅からのまち歩きマップを作成しまして、沿線の観光施設などへの配布ですとか、ホームページへの掲載などによりまして、情報の提供、発信をまいりました。

結果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地元利用客の外出控えですとか、あとはまた公共交通からちょっと離れての移動になっていたり、また観光客の激減といったこともございまして、大鰐線は利用者数が前年度と比べまして約19%減少になりまして、32万3000人まで減少したところでございます。

ただ、そういった中でも、大鰐線の往復乗車券と鰐 come の入浴券、200円のお買物券がセッ

トになった企画切符「さっパス」というものがございますけれども、この利用者が前年度の3,750人から5,510人と、約1.5倍に伸びるといった動きもございました。このようにコロナ禍においても、新たな利用傾向も捉えられましたので、このような利用者のニーズの変化を捉えた利用促進策といったものも今後取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

大鰐線に関しては19%の減ということでありました。やはり影響は出ているなど考えております。これはでも、しかし、一方で新たな試みで、こども金魚ねぶた列車運行ということがあったということです。

これは今年の話になりますけれども、今年も新たに、何かお化け屋敷列車とか、また夜なんかは金魚ねぶたの灯籠を車内の電気を消して運行したりと、なかなかいい企画で、たまたまそのお化け屋敷列車に乗り合わせたら、本当に家族連れがいっぱい乗っていて、大鰐線にこんなに人が乗っているのを久しぶりに見たなというくらいににぎわっていたという点で、経営を改善するための新たな試みが何か軌道に少し乗ってきているなという印象も持っております。

ということで、もう1点質疑させていただきたいのが、当初、運行補助というものを当初の3年間の状況を見た上で今後どうするかということ判断するというふうなことで運行補助を行っているところでございますけれども、やはりコロナ禍というところが踏まえられていない上での判断であったと思いますけれども、現状、やはりコロナ禍ということで、かなり大きな事情変更が入っていると思うのですけれども、この3年という物の考え方、私としてはちょっと見直してもいいのではないかなと思っておりますけれども、現状、

この令和2年度を踏まえた上で、この運行補助というものの在り方をどういうふうと考えていらっしゃるか、お願いします。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 確かに大鰐線の支援の在り方、令和8年度以降の支援の在り方というのを3年後の令和5年の経営状況で判断するという考え方を持っておりましたけれども、確かに今のコロナ禍のことを考えますと、日頃から大鰐線を利用されている方ですとか、存続を望んでいる方にとって非常に気になるところかと思っております。支援計画では、令和元年度を基準として、利用者率とか収支の改善目標というものを立てているわけですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、かなり激減した状態から立て直しをしなければならないというような状況もあり、またコロナの影響というのは、なかなか事業者の対応だけでなかなか防げるものではないというような状況もあるかと思っております。

こういった中で、今年度から弘南鉄道維持活性化支援計画に基づきまして、鉄道事業者と、それから地域のいろいろな関係者、そして行政が一体となって、利用促進策について検討し、また動き始めてきたところであります。そういった中で、委員からもお話しがありましたとおり、お化け屋敷列車ですとか、弘南線のほうですけれども謎解きイベントといったような、メディアにもよく取り上げられるような新しい動きが出てきたり、そういった取組というのが、また民間の事業者ですとか、大学生ですとか、そういった方々が企画とか運営するような形というようなものが現れるようになってきたということもございます。

そしてまた、ちょっと話がずれますが、現在観光部局と一緒に、台湾の旅行会社ともいろいろオンライン会議をしていますけれども、そういう中でもラッセル車の見学といったものに非常に興味を示していただいているというところもあり

まして、もう旅行できるのを待ち構えているというような状況だと感じられたところでもございました。これというのは、やはり台湾に限らず、やはり全国的な傾向ではないかなというふうなところも捉えているところです。

そういったところもございまして、やはり新型コロナウイルス感染症の収束ですとか、観光客のこれからの回復の状況、そしてまたやはり沿線住民の大鰐線を残していこうとする意識ですとか行動、そういったものを注視しながら、大鰐町と検討してまいりたいと思っております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

新たな動きが出始めている今、大変重要な時期だと思っております。そういう点で、やはり一番重要なのは、沿線住民の公共交通インフラというものを維持するというのが、この運行補助というものの重要なみそだと思っております。そういう点でいうと、コロナ禍というこの現状を考えれば、当初とは違った状況なのでありますから、今いい発芽が出始めているときですから、経営状況の判断やいろいろな存続の可否について、もう少し、もう少しというよりも、当初の考え方より柔軟に運営していただきたい、考えていただきたいと意見として申し添えておきたいと思っております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 私からは、3点お伺いします。

まず1点目は、8款2項2目の決算書251ページ、委託料、道路照明施設包括管理業務委託料であります。

まず、委託料の委託先、委託内容、令和2年度の実績等をお伺いします。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 委託先ですが、道路照明施設包括管理業務委託については、公募型プロポーザル方式により、弘前地区電気工事業協同組合を選定し、委託契約を締結しておりま

す。

次に内容ですが、包括管理業務の内容については、市が管理する道路照明灯2,520灯のほか、今後の新設等による分も、増加分含め、老朽化対策及び維持管理費縮減のためのLED化改修、それから不具合対応等の維持管理業務などの包括管理業務を5年間行うという内容になってございます。

あと令和2年度の実績について、市が管理する道路照明灯2,520灯のうち、老朽化が著しいものや維持管理費の削減効果が大きいものなどを優先し、5年間でランプや灯具の交換など1,631灯、分電盤の改修を19面を行う予定となっております。

2年度の実績なのですが、灯具、支柱の改修が38灯、ランプ交換が181灯、灯具交換が5灯、分電盤の改修を16面実施いたしました。

5年間のこの2,520灯の全体のに比較して、約14%ぐらいの進捗になってございます。おおむね計画どおり進んでいるということで考えております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 5年間ということで、令和7年までということですね。この事業全体での事業管理コストの低減は、電気料も含めてどの程度効果として見込んでいるのか。また、この道路照明施設全てがこれで、この事業で終わるのか、取り残しはないのか。まず、そこをお伺いします。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 事業効果の件なのですが、LED化の改修による事業効果については、電気料金が平成29年から令和元年までの3か年の平均で約3900万円となっております。本事業の実施により、年々削減効果が現れて、5年後の令和6年—すみません、先ほど7年と言いましたが、事業は6年までになります。それで、5年後の令和6年度時点では、約2200万円の削減

となり、削減効果が約6割になると見込んでございます。なお、2年度の単年度実績について回答しますけれども、電気料金が令和元年度と比較し、約420万円減額となっております。

5年間で全部終わるのかということなのですが、包括管理業務委託では、市が管理する道路照明灯2,520灯のうち老朽化が著しいものや維持管理費の削減効果が大きいものなどを優先して実施します。これは、5年間でランプ、灯具などの交換で1,631灯、分電盤が改修19面ということなので、約7割のLED化が図られると。令和7年度、6年目以降については、5年間の改修及び維持管理の状況、劣化状況等を基に計画の見直しを考えて、引き続き老朽化の著しい灯具の交換を順次進めていくこととしてしております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 7割程度がこれで完了すると。それ以降、残りの3割をしっかりと効果を見極めて続けていくと理解しましたので、ぜひこれはしっかりとコストの検証もして、そして灯具が、前であれば球切れして道路照明として役立たないような事案も結構ありましたので、そういうことのないようにお願いしたいと思います。

次は、8款2項2目、決算書の252ページ、使用料及び賃借料、除排雪業務リモートオフィス設置事業についてお伺いします。

これはコロナ対策というふうなことでやられたと思いますけれども、まず、このリモートオフィス2か所を設置したというふうなことで、この職員の配置は結果的にどうなったのか。そして、除雪工区の分担の面での対応はどういうふうにしたのか。また、そこで除排雪の指揮命令系統とかはどのようになされたのかお伺いします。

◎道路維持課長(八嶋 範行) まず先に、リモートオフィスの人員配置でございますが、リモートオフィスを維持課のほか中央公民館岩木館、それと勤労青少年ホームの2か所を設置しま

した。

人員配置は、両方とも9名の配置になってございます。道路維持課は17名という体制で行いました。なお、この維持課以外の9名を配置した事務所には、除排雪の経験の豊富な課長補佐級の方をリーダーとして配置して業務を行っています。

次に、除雪工区の分割の対応ということで、中央公民館岩木館においては、工区の間所が岩木地区、東目屋地区、裾野地区、清水地区など10工区を3班体制で行いました。次に、勤労青少年ホームのほうですが、城東地区から城南地区まで、あと石川地区など5工区を3班体制で行っています。道路維持課なのですが、それ以外の中心市街地3工区分を3班体制で行いました。

次に、除雪の指示とか指導の調整に関わることですが、業務の効率性の低下や職員のコミュニケーション不足を防ぐために、インターネットによるウェブ会議を毎日開催しました。今後の気象状況、除排雪業務の計画や実施状況、トラブルなどの状況について共有を図り、各事務所において担当工区の業者のほうへ指示、指導をして行いました。なお、緊急時に当たっては、携帯電話の活用で早急な対応をしております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 分かりました。その辺の指揮命令系統というか、意思統一が図られたというふうな認識でしょうけれども、様々、除雪の工区によってはばらつき等もやはり感じている市民の方も多いので、その辺を統一した形で指導する体制を強化していただきたいと思います。

それで、市民からこのリモートオフィスというか、3か所に分けたことについて、何か意見とか、そういう要望はあったのでしょうか。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 市民からの意見、要望等の話なのですが、リモートオフィスに関しては、設置したのがやはり分かりにくかった面は確かにあったと思います。それは意見として

ありました。それと、逆に新型コロナウイルス感染症の対策として、市のほうとしても事務所を分散させて除排雪の業務を維持するために、市民の生活に影響のないようなことをやったということは評価できるのではないかというような意見も、大変ありがたく思っております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 分かりました。

今年度、決算ですのであまりあれですけれども、今年度もコロナがまだ収束しないので、こういうリモートオフィスを開設する考え、考えというか、方向性なのかどうか、その辺だけ確認させていただきます。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 今年度のリモートオフィスの対応ということなのですが、今もなお新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある中でありますので、今年度においてもリモートオフィスの設置を予定してございます。

◎6番(蛭名 正樹委員) 分かりました。

リモートオフィス、このコロナ禍の中では、BCPというふうな観点からも、やはり大切なことですので、しっかりと昨年度の検証も踏まえてやっていただきたいと思います。

次に、8款2項3目、決算書255ページ、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金。この令和2年度決算では4か所整備となっていますが、市内の傾斜区域数の数や整備の状況は全体としてどうなっているのか、まずお知らせください。

◎土木課長(千葉 裕朗) 県の地域防災計画によりますと、令和3年3月末現在で、市内には急傾斜地の崩壊危険区域が143か所ございまして、うち指定区域は30か所となっております。指定区域30か所のうち、今年度までに整備が完了した区域が22か所、現在整備中の区域が4か所、地元及び地権者からの了解が得られないなどの理由から休止となっている区域が4か所となっております。

なお、現在整備中の4か所につきましては、令和6年度までに完了する見込みであり、令和7年度以降の整備区域は現在のところ未定となっております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 全体で143か所、そのうち指定区域が30か所、4か所を整備して、あと残り4か所ですか、調整中ということでございます。こういう負担、事業ですけれども、県営事業ですが、事業の整備要件に合致しない急傾斜地の整備についてはどう対応していくのか、まずそこをお知らせください。

◎土木課長（千葉 裕朗） 事業主である中南地域県民局へ確認いたしましたところ、急傾斜地崩壊対策事業での対応はできないとの回答がありましたけれども、ほかの事業などで対応が可能である箇所もあるのではないかとのことでしたので、県とも調整を図りまして、他事業との連携を検討してまいりたいと考えております。

◎6番（蛭名 正樹委員） ぜひ、そういうふうな要件になかなか合致しないからといってはじくのではなく、そういういろいろなケース・バイ・ケースを考えて対応していただきたいと思えます。

最後に、今後残された急傾斜地の整備の方向性についてどのように考えているのかお知らせください。

◎土木課長（千葉 裕朗） 現在整備中の4か所につきましては、先ほども申しましたとおり、令和6年度末までに完了する見込みとなっております。県では、市及び地元からの要望を基に新たな箇所の対策を検討するとの意向でしたので、市におきましても地元からの要望を聞き取りし、現地調査等を行った上で、引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

◎12番（尾崎 寿一委員） 私からは、8款2

項2目、委託料、決算書253ページ、説明書171ページ。新規雪置き場整備事業についてであります。

説明書によれば、交通量調査業務を2回に分けて委託をしております。この調査結果を用いて、設計には何をどのように反映させるのかお伺いいたします。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 交通量の調査の結果をどのように反映させるのかということなのですが、まず2回実施したということの内容ですが、交通量の調査ですが、雪が降っていないときの調査と、平日と休日のそれぞれ1日、それと雪が降っている平日と休日の1日をまず調査してございます。これは、雪が降っているときと雪が降っていないときはやはり交通量が違いますので、雪置場ということで、中身でいけば雪置場周辺の交通渋滞緩和の検討のために、これを委託した結果を生かしていくというのが、今後反映させていく中身となります。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。

次に、市道独狐中崎線交通量調査ということですが、この市道名が出ています。ということは、新規雪置場の位置は、この市道に接続した場所で既に特定しているということでしょうか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 独狐中崎線の沿線に整備するのかなというような御質疑だと思いますが、新規雪置場の整備については、今周辺の交通量の調査で話したとおり、交通渋滞の緩和が必要であり、河西地区には主要地方道、県の道路ですが2路線、それから市道が、今おっしゃった独狐中崎線、それから独狐蒔苗線、蒔苗横町線という、市道名では3個あるのですが、路線が1本になっています。その路線が県道と接続している部分というのが独狐中崎線になります。代表の名前として独狐中崎線を用いて交通量調査の名称にしたというのが実情で、この場所に整備をするとい

う特定したものではございません。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。そうすれば、今後のスケジュールについては聞きません。

新規雪置場の整備については、豪雪時などには特に必要とされて、期待されている事業でありますので、その整備概要については早めに議会に説明してほしいと思います。

次に、8款2項5目、工事請負費、255ページ、説明書173ページ、雨水貯留池融雪施設整備工事が記載されておりますが、概要と整備の経緯についてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） まず、普通河川三岳川について概要を説明いたします。

三岳川は、市内の大和沢地内から南大町地内へ流れる普通河川でございます。下流端で県が管理する一級河川の腰巻川に接続いたします。流路延長は3.5キロメートルで、流域面積が58.2ヘクタールとなっております。

雨水貯留施設設備の整備の経緯でございます。近年、都市化の進展とともに建物や駐車場が増加して、農地や空き地が減少しているため、雨水の地下浸透が減少することで、雨水の流出量が増大してございます。また、台風、ゲリラ豪雨の増加により、当市でも市内各所で道路冠水や床下浸水などの被害が常襲化してきてございます。特に三岳川下流区域である南大町、取上地区におきましては、平成25年、26年の2か年で道路冠水が6回、床上・床下浸水が4棟、宅地への溢水が複数発生してございました。

根本的な対策としましては、県への重点要望事項として腰巻川の未改修区間の改修事業と一体となった取組が最も効果的ではありますが、三岳川は市内を流れる都市河川であることから、改修に伴う用地確保には、長い期間と多額の費用を要しますことから、早期の改善は望めない状況

であります。そのため、上流の三岳公園付近にあります遊水地へ雨水貯留施設を建設することにより、南大町地区などの下流域へ雨水流出の抑制を図るものでございます。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。

全国的にも気候変動による降水量の増加や短時間での豪雨が頻発しております。この三岳川の雨水貯留池の整備による効果と完成時期についてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 整備による効果でございます。現在建設中の三岳川雨水貯留施設の貯留量は約4,230トンとなっており、整備完成後は下流域への雨水到達時間を45分程度遅らせることが可能となっております。

続きまして完成時期ですけれども、現在建設中の三岳川雨水貯留施設は、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、平成29年度に工事着手してから、令和2年度末までの進捗率が、事業費ベースで57.9%となっております。令和5年度末の完成予定となっております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。一日も早い完成を期待しております。

次に、8款2項6目、地方道改修事業費、255ページ、説明書174ページ、アップロード整備事業についてであります。一般質問でも何回か取り上げておりますので、確認の意味でお聞きします。

県による事業で、負担金だけの決算なので、工事内容等が見えません。工事の内容と事業のスケジュールについてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 工事の内容と事業のスケジュールということでお答えいたします。

現在事業中の下湯口の上岩木橋付近から小栗山の弘南バス弘前営業所付近までは、平成24年度から令和7年度までの計画で整備を進めてございます。令和3年度に予定している工事は、大和沢川

に架かる橋——新狼の森橋なのですけれども、この橋脚1基と橋台1基、狼森側に橋台1基です。そのほかに勾配改良、路面改良、舗装を予定してございます。令和4年度につきましては、大和沢川に架かる橋の橋台1基、今度は小栗山側と上部工、橋桁など、あと勾配改良、路面改良の舗装を予定してございました。あと、狼森食堂付近から橋を含む小栗山側の590メートルを除きまして完了する予定でございます。令和5年度になるのですけれども、令和4年度から引き続き大和沢川に架かる橋の橋台と上部工を予定してございます。令和6年度は、令和4年、5年に引き続きまして上部工、あと新しい橋と接続するための道路部分を整備いたしまして、供用開始予定となっております。令和7年度は、旧橋の撤去を実施いたしまして、事業の完了の予定となっております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。

実は令和元年に県で行った説明会では、令和5年度の完成の予定と聞いておりました。令和7年度となった理由についてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 令和5年度から7年度に変更となった理由でございますけれども、平成26年度の工事におきまして、大和沢地内におきましてのり面の工法見直しなどによって、一部ルートの変更がございまして、橋の架け替えが必要となっております。事業期間がそのために1年間延長となりまして、令和5年度の事業完了予定ではありましたが、新橋橋梁の設計後に道路橋の基準書の改定に伴う調査や修正設計が必要となったために、橋梁工事が1年さらに遅れたことと、旧橋撤去を道路完成の次年度としたことによって、令和7年度の事業完了予定となっております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 現在、新狼の森橋付近では盛土をしておりますが、全体的な形は見えていない状況であります。どうか、地元住民も

一日も早い完成を望んでおりますので、どうかよろしく願いをいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 8款4項7目、決算書270ページ、説明書の182ページです。

これ説明書のほうを見ると、弘前ナンバー導入実行委員会とありますが、この実行委員会の構成について、まずお知らせください。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 弘前ナンバー導入実行委員会の構成メンバーでございますが、この実行委員会は、地域の関係機関と行政が一体となってナンバーの導入を目指す、そしてまた普及を推進していくということで地域の活性化に寄与することを目的として設置したこともございまして、メンバーは、弘前商工会議所、そして西目屋商工会、それから弘前観光コンベンション協会、そして弘前市物産協会、そして弘前市と西目屋村の6団体で構成しておりました。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。

それで、この中にもナンバープレート交換手数料、これ確認ですけれども、65万9000円となっておりますが、これは271ページの11節役務費というのですか、この中の手数料のところに入っていると理解すればいいわけですか。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） ナンバーの交換につきましては、委員おっしゃったとおり、公用車ナンバープレート交換手数料の中に入っております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 現在、令和2年度でナンバー交換の台数が73台ということですが、令和3年度の予算の中にも、昨日見たら23万2000円の導入実行委員会の負担金があります。そこで、この公用車のナンバープレートの交換はあと何台かお知らせください。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 公用車の交換をあと何台やっていくかという御質疑でございま

すけれども、市の公用車、当課で調べたところ、今年の8月時点で、全部で374台ございますけれども、その中で今73台まで交換したと。正直言います、何台まで交換するかといったところまではまだ定めてはおりませんが、昨年度はちょうど弘前ナンバーの交付が始まった年ということもございまして、多くの市民の方に図柄入りの弘前ナンバーのプレートを見ていただいて普及を図っていくといったこともございまして、一気に73台といたしました。大分、市内でもこのナンバープレートを目にするようになってまいりました。そうしたこともございまして、今年度からは、車検とか、車の交換をするタイミングでできる課において対応してもらおうという形にしてまいりたいと考えてございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございます。

今、課長言われましたとおり、市内を走っている車にも、かなりお城と岩木山と桜ですか、あのカラーのナンバープレートが目立つようになっております。この事業の効果をどういうふうに見ているか、最後お答えください。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） やはりこの図柄というのが弘前を象徴するものを表している図柄ということもございまして、交付を開始した当初、非常に多くの方につけていただいたなと思っております。市民だけではなくて、弘南バス株式会社とか、そういった輸送事業者の方々もつけて頂いているといったこともございますので、今後、新型コロナが収束したときには、つけた車が全国を走り回ること、より弘前の地名度なり地域振興につながると期待しているところでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 8款2項2目、決算書253ページ、新規雪置き場整備事業。

先ほど尾崎委員からも質疑がありましたので、

私からは、交通量の調査をしたということでございますので、その調査結果と、それをどう分析していらっしゃるのかお伺いします。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 調査結果でございますが、先ほど言ったとおり、雪の降っていない平日と休日の1日ずつと、雪の降った平日と休日の1日ずつという、やはり雪が降ったときの交通の渋滞の緩和ということになりますので、その目的のために行いました。

調査の結果、朝7時から19時の調査で、約6,000台の交通量が確認されました。冬期間については、冬の調査の場合は3,600台を確認しております。

調査結果の今後の利用ということなのですが、調査結果を交通渋滞の緩和に生かしていくということなのですが、主に雪置き場付近の待機のスペースとか、それから右折レーンの設置の検討に利用できるのかなということでやったものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 台数とかの御答弁がありました。令和2年度で調査を行って、まず交通量の台数、あるいは右折レーンが必要かどうかという判断材料にするということでしたが、調査は令和2年度の調査で終えて、その調査を基に、いわゆるこの周辺地域に雪置き場を設置することが適切かどうかということをお判断することでしょうか。それとも、さらに調査・検討が必要なかということはどうお考えでしょうか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 今回の調査は、やはり雪置き場の場所はまだ決定はしてございません。今、令和3年度、今年度基本設計の委託業務を実施しております。その中において、いろいろな条件、場所、それから土地の用途的なものとか、いろいろな条件を検討した中で、この交通量の調査のほうも検討材料の一つということになって

いきますので、これによって場所がどうこうという形ではなくて、今の基本設計の中のほうにも利用していくこととなります。

◎16番(小田桐 慶二委員) では、この交通量の調査は、令和2年度で終わりと。そのデータを基に基本設計に生かしていくということですね。分かりました。

では、最後に1点だけ。前に議会でも話が出たかも知れませんが、新規の雪置場の設置というのは、いつを見込んで進めているのでしょうか。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 新規雪置場の時のスケジュール的なお話だと思いますが、以前も議会の中では、答弁は一応予定ということでお話しはさせていただきます。

実質、今年度で基本設計に関わり、来年度は詳細の設計、それと事業の認定とかいろいろ出てきます。工事もなるべく早めの整備に努めていきたいとは思っていますが、今のところではっきり何年度ということはちょっと言えなくて、目標としては、以前言ったとおり、令和8年、9年とかその辺をめどにして、頑張っけて努めていきたいと思えます。

◎16番(小田桐 慶二委員) 頑張ってください。よろしくお願ひします。

次に、8款5項2目、決算書279ページ、補助金です。ブロック塀等耐震改修事業費補助金についてお伺ひします。

このブロック塀の倒壊事故というのは、ちょっと調べましたけれども、平成30年に大阪府北部地震、北部での地震によって、たしか高槻市でしたか、ブロック塀が倒れて、女子児童がその下敷きになって亡くなったという悲惨な事故が発生したことを受けて、たしか全国でも通学路を中心にこのブロック塀の危険度調査というのをやられたと思っております。

当市でこの一斉調査をやられたと思うのです

が、どういう結果であったのかということをお伺ひします。

◎建築指導課長補佐(鎌田 春香) 大阪府北部を震源とした地震を受けまして、市では市内にある市有施設、学校施設、通学路等にあるブロック塀の点検を行っております。市内全域での調査を行っていないことから、民間のブロック塀については把握し切れておりませんが、市民の方から相談を受けたものにつきましては、市職員がその都度現地に出向きまして調査を行っております。その結果、法に適合しないものにつきましては、所有者へ是正をするよう指導を行っております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 一斉点検はやったということですね。市民からもそういう事故を踏まえて、自分のところのブロック塀が心配だという御相談もたくさん頂いたのかと思うのですが、令和2年度では7件という実績になっております。いわゆる地震が発生した、事故が発生した以降、市民の方からの御相談、あるいは市のほうで、例えば公共施設に関わるブロック塀ですとか、通学路に関わるブロック塀、様々なところがあると思うのですが、危険箇所といいますか、そういうところを何か所ぐらい把握していたのかということをお伺ひしてください。

◎建築指導課長補佐(鎌田 春香) 市民からの相談などにより現地調査を実施しました件数は、平成30年度から令和3年9月現在までで87件でございます。このうち、私どもで危険性があると判定したものは85件で、是正が完了したものは18件でございます。

◎16番(小田桐 慶二委員) 85件が危険があるというふうに判定して、その改修が行われたところが18件とおっしゃいましたか。18件ということでした。令和2年度は、7件申請があつて、聞くところによると、予算をちょうど満額支出したということでもあります。このほかにも、いわゆる

85件が危険性があるという場所があるわけですので、予算が、いわゆる不用額が出なかったわけですよね。これでは足りないのではなかったのかと私は思っているのです、85件もそういうところがあって。いわゆる民間の場合であれば、当然御自身もお金を負担しなければいけないので、なかなか難しいところはあるのですが、その点の対応策というのはどうお考えでしょう。

◎**建築指導課長補佐（鎌田 春香）** 本補助金につきましては、令和元年度から実施しております。予算の範囲内での交付としております。ただ、予算額に達したことから補助金の交付が受けられず、翌年度に改修工事を実施するという方も出てきていらっしゃいます。また、本事業は、今年度で3年目になります。本事業の周知が進み、市民の高まってきているものと思われ、年々本事業に関する問合せも増えてきております。このことから、来年度の本事業の予算額の増額についても検討してまいりたいと思っております。

是正の完了していない塀の対応につきましては、毎週実施している建築パトロールにおきましても、危険性があるものを発見した場合に所有者に指導を実施してまいりたいと考えております。是正が完了していない塀の対応といたしましては、現地調査をした際に危険性があると判断したものについて、所有者の方に対して速やかに付近通行者に危険が及ばないように、注意に関する表示等を行うとともに、早急に改修工事等を行うよう指導しております。

今後も、広報やホームページ等を通じまして、ブロック塀の倒壊の危険性や本事業の周知に努め、危険なブロック塀の是正の促進に努めてまいります。

◎**16番（小田桐 慶二委員）** 今の答弁で、今年度分はまた同額ということでしたけれども、昨年度実績でやはり85件も危険箇所が把握されてい

て、予算内で60万円で7件で終わったということですので、財政においてはしっかりとその点も踏まえて、やはり地震というのはいつ起きるか分かりません。幸いにしてなかったから事故がなくていいわけですので、その点はよく考慮していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎**3番（坂本 崇委員）** 私からは、8款4項5目街路改良事業費、決算書268ページ、説明書179ページの中土手町まちづくり推進会議負担金についてお尋ねいたします。

説明書によりますと、この負担金は、官民が連携したエリアプラットフォームとして、都市再生及びエリア経営に資する取組や社会実験などを実施するための負担金とあります。負担金の概要と令和2年度の取組についてお聞かせください。

◎**都市計画課長（福士 一之）** 中土手町まちづくり推進会議の負担金についてです。

支出しました177万6000円は、まちなかアートピクニック実施のための市の負担分でありまして、総事業費710万4000円のうち、4分の1の額です。当事業は、同推進会議が弘前れんが倉庫美術館の周辺を対象エリアとしまして、アートをコンテンツとしました官民が連携したまちづくり推進手法の検討と公共的空間利活用やエリアマネジメント等の検証及びスキーム構築を目的としまして実施したものであります。

実施に当たっては、取組ごとの特性に合わせまして、同推進会議に参画します事業者がそれぞれ主体となって実施したものであり、内容としましては、吉野町緑地、弘南鉄道大鰐線中央弘前駅

前、蓬萊広場、土淵川遊歩道などを活用した食やクラフト等の市の開催や、芝生や椅子・テーブル等の設置によりまして、にぎわいづくりや人の滞留空間の創出などを実施したほか、エリア全体のアートの装飾や土手町の各商店と協力したアートの展示などのエリア全体をつなぐための動線づくりを施すなど、複数の事業を同時に実施したものであります。

◎3番(坂本 崇委員) この社会実験の事業で得た感触、効果、また成果、あとその検証結果を今後どう活用していくのかについてお聞きいたします。

◎都市計画課長(福土 一之) 効果とその後の活用についてです。効果については、令和3年3月に中土手町まちづくり推進会議から提出された報告書の中で、今回の社会実験におきまして市が構成員として参画したことにより、公共空間の活用に関わる行政手続の簡素化が図られた点や、事業採算性を確保するための定量的な指標が算出された点、そして様々な関係者と連携することで深い人脈が形成された点などが挙げられております。

影響や感触としましては、日常の中にいつもと少し違った風景をつくることができまして、まちなかに訪れた方々にとって回遊や休憩ができる居心地のよい空間が提供できたというふうな認識であります。

これらの実施結果につきましては、今年度の実施予定のシンポジウムや事業検討会の中で公開し、講師からの助言のほか、参加者の間でも議論することで、事業構築の中で生かしていきたいと考えております。また、歩きたくなるまちなか形成事業という枠の中で、中土手まちづくり推進会議と市が共に、今までの固定観念に捉われず、まずはできることから実施することでエリア価値の向上によるにぎわいの創出を少しずつ実現してま

いりたいと考えております。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。まちなかアートピクニックの事業にほぼ予算が使われたということだと思います。

昨年、このまちなかアートピクニック、見に行きました。まちのしつらえをちょこっとを変えるだけでまちの装いがかなり変わるものだなと、このアートピクニックの装飾とか仕掛けたイベントなどを見て感じた次第であります。ぜひ、昨年はコロナでなかなか人が行ってなかったので、見た人は少ないのかなという、ちょっと残念なところもあるのですが、結構今後可能性を感じたいというアイデアが散りばめられていましたので、ぜひこの結果を今後につなげて頂いて、この検証結果がもったいないことにならないように活用いただきたいと思います。

あと、この事業そのものが官と民が連携してとありますが、先ほどの成果の中にも官は官の役割があって得意分野があるし、あと民は民の役割があるし得意分野があると。お互い、うまい具合にそれを連携することで、人脈が広がったとか、そういう話も先ほどはあったかと思えます。ぜひこれ、昨年の検証結果とか、あと地域を上げてやらないといけない事業だと思うのです。それが先日、私、一般質問でも取り上げましたが、れんが倉庫美術館周辺の価値向上、そういったもののいまちづくりの動線になればと、それにつながればと思いますので、ぜひそういう感じでの検証結果を活用していただきたいと思えます。

◎14番(松橋 武史委員) 私からは、1点確認させていただきたいのですが、271ページ、8款4項7目、路線バス運行費補助金についてであります。

これは、以前、たしか令和元年12月に何かに触れて質問させていただいた記憶がありました。そのとき、弘南バスの危険バス停について、弘南バ

スからは、弘前市内のバス停には危険なバス停はない、ありませんとの回答でありました。しかし、その後、市民から危険なバス停があるとの情報、声がありまして、令和2年度であります、弘前市内のバス停に弘南バスの回答のとおり本当に危険なバス停はないものと理解をしてよろしいのか、確認をさせていただきます。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 危険なバス停についてでございますけれども、前回、松橋委員から御質問いただきまして回答したときは、弘南バス株式会社におきまして、令和元年12月に国のほうから調査依頼がありまして、令和2年の1月に回答したとき、そのときは危険なバス停に該当するものはないと回答したというふうに答えたといった部分を我々市のほうで確認しておりました。

ところが、令和2年11月になりましてから、東北運輸局青森運輸支局のほうから、各市町村に交通安全上問題と思われるバス停留所の情報共有ということで、一覧表といった形で、そういったところに該当する案が示されてまいりました。それを確認しましたところ、市内に7か所あるといったような一覧表がありました。私どものほうでもないというふうな感じで聞いていたので、これはどういったことかということで、早速この青森運輸支局のほうにも確認したところ、バスのほうで回答した後、青森県警のほうから危険なバス停に該当し得るようなリストが提出されたといったことで、それについて再調査した結果、弘南バスが弘前市内で運行するバス停の中で7か所該当するものがあるということを確認できたものでございます。

◎14番（松橋 武史委員） そうしますと、役所から弘南バス株式会社に問合せをした際は、ないという回答を得た後、こういった事実が分かりました。事実が分かったときに、これ、ほかから

知ったのですよね。弘南バス株式会社から先般ないと報告したものの、本当はありましたというような回答はなかったということでよろしいのですかね。だとすれば、本当に残念だなと思われま

す。議会においてのやり取りというのは残るわけでありまして、これを聞いている市民は本当はないと思込んでおります。私も議場で、課長か部長か分かりませんが、答えた内容でありましたから、その市民の方には、間違いでしょうと、課長、部長から、役所からないと言われたから、まさかないでしょうと思っておりました。

現在、7か所あるということで、早急にそういった危険なバス停がなくなることを望むわけですが、残念なのは、いま一度申し上げますが、弘南バスから訂正の御案内というか、声がかかったというのは本当に残念であります。

それと、これは市民からの要望というか声でありますので、声だけを届けさせていただきたいわけですが、弘南バスの大きなバスが自分の運転する車の後ろについた際、物すごい圧迫感と恐怖を感じたと。やはり大きなバスが後ろにつくと、乗用車のように前にあれないものですから、運転席と自分との間にすごく車間がないというふうにも感じるのでしょうか。ルールとして、バスの運転のルールというか規則に、車間距離というのは間違いなくどこかでうたわれているはずだと思います。これがしっかりできているかどうかお伺いをしていただきたい。そして、今回のように、ある・ないの回答をしてこない弘南バスでありますから、これ文書で、もしよければ回答を得ていただきたいと思っております。それと、このルールが守られてない場合、道路管理者が弘前市だとすれば、しっかり改善のための注意を促していただきたいと申し上げまして終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎5番（福士 文敏委員） 私から1点だけ。8款4項6目、271ページ、21節補償、補填及び賠償金についてお伺いします。

支障物件等移転補償費ということで概要の180ページに載ってますが、これ市民中央広場拡張整備事業の2期計画ということで掲載されております。まずは、この決算額の284万5000円の内容についてお知らせ願います。

◎都市計画課長（福士 一之） 市民中央広場拡張整備事業の補償費の内容についてです。

景観まちづくり刷新支援事業の要素事業の一つでありました市民中央広場拡張整備事業におきまして、拡張部分の用地買収に協力していただいた地権者に対しまして、譲渡所得特別控除の適用を受けることができなかつたことから、地権者の方に特別控除の有無により生じる譲渡所得の差額分の損失分を補償したものです。

その特別控除を受けることができなかつた理由としましては、旧弘前市立図書館を移築しまして、市民中央広場の拡張を整備する計画で事業認定を取得しまして、平成30年度に用地買収を進める予定でしたが、平成30年7月に景観まちづくり刷新支援事業の内容を見直したことに伴いまして、旧弘前市立図書館を移築しない内容での新たな事業認定の取得が必要となり、事業認定の取得に日数を要することになりました。これによりまして、景観まちづくり刷新支援事業の期間、平成29年から平成31年なのですけれども、その期間内に整備を終えることができないものと判断しまして、事業認定を取得せず、当初の予定どおり平成30年度に取得したことで特別控除を受けることができなかつたものであります。

◎5番（福士 文敏委員） 分かりました。丁寧

な説明ありがとうございます。

実は昨年、私、この中央広場の件で質疑をいたしました。実は、裁判所向かいのロータリーのところにある、今駐車場になっていますけれども、ナポリタンとか酒屋があったところです。駐車場になっていますけれども、去年の段階で、例えば当初予算にここの土地購入費とか移転補償費について、約4100万円弱予算計上されています。それが、今回見ますと、このうち3100万円が繰越明許費で令和3年度に繰り越されています。実は今見て、当初の理事者側の説明だと、県の用買が終わって移転補償が終われば、すぐ市のほうでそこを買収に入っていくのだよという説明だったので、何ぼもしてもあそこの駐車場が駐車場のままで今現在もあるという、そこの経緯についてちょっとお知らせください。

◎都市計画課長（福士 一之） 市民中央広場は、委員御指摘の用地まで拡張する計画です。たしか3月議会で御質疑されたかと思いますが、その際も前課長が、県事業の用地取得が完了してから市の交渉には地権者が応じるというか、開始しますよと回答したことを私も記憶しております。昨年度、交渉を始めて、県事業が終わったので開始して、交渉次第では用地取得契約をして整備を進めようと思ってあったのですけれども、なかなか交渉が思うように進まず、全額というか、3100万円ほど繰越明許したものです。今も交渉については継続中で、拡張の考えを丁寧に説明して、継続して何とか完成したいと考えております。

◎5番（福士 文敏委員） 例えば、公共団体に用地買収をかけていきますとか、それから移転補償をかけますという段階で、私は前職のときも用地買収とか移転補償費をやりましたけれども、事前に相手と交渉して、例えば土地を売ります、移転補償費は幾らですよとかの、双方の契約書ではないですけれども同意書、双方の同意書で、こう

いうふうに、何年度中に予算計上して予算を取りますので、例えば来年度予算が通ったら、もうその時点ですぐ契約をして、移転登記しますよというふうな事業の起こし方をするはずなのです。この時点で1年、例えば繰越明許するということは、相手がそれに応じないということです、その間に何か市とのやり取りの中で問題があったのか、さっきちょっと課長のほうから、いわゆる図書館の移転とか、そういうふうな問題で事業取消とかあったというふうな話もありましたけれども、例えば先方の地権者が図書館が来るのであれば売けれども、ただあそこを広場にしておくのであれば売らないとか、そういう話になっているのか、その経緯をちょっとお知らせ願えますか。

◎都市計画課長（福士 一之） 今の委員御指摘の用地については、最後の拡張の部分ですので、その下交渉というか、下交渉と関係なく予算の計上はしております。私が先ほど説明したのは譲渡所得の分なのですけれども、令和2年で消化した分については、景観まちづくり刷新支援事業の中でも整備済みの部分の取得した用地の部分でありまして、今の拡張部分の駐車場になっている部分については、相手方との折衝の中でなかなか話を聞いていただけないとか、そういうことしか、そのほかは何も、事情というものは何もないです。

◎5番（福士 文敏委員） 分かりました。3100万円を繰越明許して、今年度いっぱいくらいがせいぜい有効期限だと思いますので、今後、年度末に向けて、ぜひこの用買が成立するように一層の努力をお願いしたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番（竹内 博之委員） 7款に引き続き、ちょっと関連して質疑していきます。決算書251ページ、説明書167ページ、8款2項2目の除排雪関係経費について幾つか聞いていきます。

まず、何個か確認なのですけれども、これ一般質問で委員長が取り上げておりました。確認になります。除排雪事業において、岩木スカイラインの除雪を行っていたということに関して事実かどうか、確認で質疑します。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 道路維持課のほうでスカイラインの除雪をしたかという事実確認なのですが、観光部のほうから依頼を受けて、建設部で依頼を受け、道路維持課では除雪をしました。

◎1番（竹内 博之委員） その点について、絞って質疑していきます。

もう1点確認です。時系列のほう。令和2年2月14日、これ私の質疑に対して誤っているところがあれば、ぜひ指摘していただきたい。私、一般質問の録音を聞いて、今これをつくっているの。

令和2年2月14日、岩木スカイラインの社長と市長が面談して、会社側からは財政的な問題があつて、営業開始の方針を自然の雪解けを待っているという方針が示されました。それに対して、当市から重要な観光資源のため、建設部で除雪応援を検討、そこで要望書を上げるようにということ促していたと思います。その要望書が令和2年3月6日、岩木スカイライン除雪要望書。その中には、除雪要望に当たり、機械の使用等燃料及び修繕費は当社で負担しますというふうな明記があつたと思うのですけれども、まずこのこの時

系列と内容について答弁をお願いします。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 時系列については、委員おっしゃったとおり、そのままでございます。

◎1番（竹内 博之委員） 内容も、ではそのとおりだと。はい、ありがとうございます。

私が気になったのは、一般質問の終盤のところ、この一連の除排雪事業そのものが法律的に問題があったのではないかなという、そういう疑義が議論の中でなされたと思います。その後、今回の決算委員会に至るまで、私も気になりまして、何度か担当課、担当部のところに電話等をさせていただいたのですが、それこそ、委員長がこの岩木スカイラインの除雪事業に関して問題ではないかと調査、調査というのですか、いろいろなその資料を集めている段階で、建設部として、いわゆる当市の法律上問題はないかという見解を確認していたと思うのですが、それは事実ですか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） それは事実でございます。

◎1番（竹内 博之委員） 除排雪事業を観光部から依頼を受けて建設部でやりました。その点について、当市で法律上の見解を確認したのは事実でした。これ何でわざわざ法律上の見解を確認したのでしょうか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 観光部のほうから、公益性がありながらのもので実行してまして。建設部のほうでもその依頼を受けてやったということで、再確認とは言わないですけども、一応やっている中で、法務のほうに相談したということになります。

◎1番（竹内 博之委員） いつ確認したのでしょうか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 令和3年5月28日に、法務指導監のほうに相談に行き、令和3年

5月31日、法務指導監と面談し、内容を確認してきました。

◎1番（竹内 博之委員） つまり時系列を整理すると、除排雪事業を実施した後に当市の法務指導監の見解を伺っていた。事業の事後に法律上問題がなかったのかという見解を聞いていると。5月31日にその見解を聞いたと。これ、見解を確認した際に口頭だけでやっているはずがないと思うのですが、文書がありますよね。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 文書はございます。あります。

◎1番（竹内 博之委員） 今回、先ほど7款のところでも公益上必要だということで、私まだまだ議論の余地があると考えているのです、私は。なので、今の当市のこの除排雪事業において、法律上の見解、建設部が依頼した法律上の見解というのが文書であるのであれば、私はその文書を要求したいと思うのですが、出せるものですか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 今回の法令等相談の回答書については、法令相談の回答書には担当課の見解や法務指導監の個人的な見解が示されているが、これは市の機関の意思決定に至るまでの過程において出される意見であることから、これを開示することにより、今後行われる同種の相談において、開示されることを前提とした硬直かつ形式的な意見交換しかなされず、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、本件の回答については、弘前市情報公開条例第7条第5号の不開示情報に該当するため、不開示とするものでございます。また、これは職務執行の適正化を図るため、その相談を通じて見受けられた職員の職務執行に法律上の疑義があれば、その点についての指摘や改善についての助言も示されており、これを開示することにより職務執行上の問題が露見することをおそれて、職員が法令

等相談をちゅうちょし、法令等相談を通じて職務執行の適正化を図ることに支障を及ぼすおそれがあることで、本件の回答書は弘前市情報公開条例第7条第6号の不開示の情報に該当する、これも該当するので出せないということになります。

◎1番（竹内 博之委員） 弘前市情報公開条例に基づいて開示できないという答弁だったと思うのですけれども、開示することによってどの部分に抵触するのか。または、その抵触する部分だけでも、いわゆる黒塗りして出せばいいのではないですか。だって、法律上問題がないと考えていますという答弁をしていました。法律上問題ないと考えているのであれば、別にやましいことがなければ文書は出せると思うのですけれども。または、先ほど、出すことによって不当に利益という話がありましたけれども、そういった部分を消して出せばいいのではないかと私は考えるのですけれども、課長ごめんなさい、いかがでしょうか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 先ほども申したとおり、やはり弘前市の情報公開条例の中では、それに合致するため開示できないということになります。申し訳ございません。

◎1番（竹内 博之委員） ちょっとニュアンスを変えます。

私、7款のところ、公益上必要な理由ということ、地方自治法上の根拠という話も出ていたのです。この公益上必要な、いわゆる法的根拠というのは、地方自治法第232条の2が公益上の必要性という要件を課した趣旨というところに、議会の対応と入っているのです。公益上必要かどうかという部分の判断基準に、議会の対応と入っているのです。この議会の対応とは何かというと、決算の審議の場ではないですか。地方自治法上において、公益上必要かどうかという判断を議会の対応で求められているにもかかわらず、私が今求めている、結局、市の内部での法律上問題がない

かの文書を出せないというのは、いわゆるこの公益上必要かの客観的根拠にある議会の対応というのを満たされたくないですか。議会の対応を満たされるのであれば、文書を出せばいいではないですか。課長に何かそこまで言うのもすごく酷なのですけれども、酷です。それで、誰が出さないと決めているのですか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） この文書の非開示の中身については、庁内の関係課とも協議して、建設部で判断して出せないということを出したものでございます。

◎1番（竹内 博之委員） 建設部で判断したのですね。そうですか。

でもやはり、繰り返しになりますが、先ほど公益上の必要性があるというところのいわゆる法的根拠の中に議会の対応というものが入っていて、その議会の対応が入っているにもかかわらず、なぜ文書が出せないのか。その文書が出せないということが、私はこれ、議会の対応というものが通らないと個人的には思いますし、解釈の部分の話なのでいろいろな考え方が当然ありますけれども、私はそう思います。

ちょっともう一つ、質疑のニュアンス変えて質疑していきます。申し訳ない気持ちもあるのですけれども。

公益上必要だということで、何度もこの岩木スカイラインの除排雪は法的に問題ないという答弁が繰り返さされておりました。私、さっき、7款の段階でも、岩木スカイラインというのは株式会社で営利企業ですかと、そうですと返ってきました。その営利企業、民間の有料道路を除雪することによって、直接的に売上げ、利益に乗っかりますよ。観光振興であるとか、そういった理由で補助していくことは許されるのでしょうか。

◎建設部長（花岡 哲） 何度も申し上げますけれども、公益上を必要として、うちのほうでは除

雪のほうをやってまいりました。

◎1番（竹内 博之委員） これも繰り返しのなるのですけれども、公益上必要なのであれば、やはり議会对応ということも法的根拠になっているので、そこをまずクリアしなければいけない。そのクリアをするために、私は内部の法律の見解とこの出さすべきだと思っています。

もう一つというか、何個かあるのですけれども、一連の経緯の中で、まずは除雪機械だけ貸していました。それが令和元年度以降に、人件費部分も負担するようになりました。令和2年度もです。令和2年度も人件費も付け加えて出していたわけですね。この明確な根拠は、何に基づいて、今までは機械だけ貸していたのだけれども、何で今度、人も出すようになったのでしょうか。

◎建設部長（花岡 哲） やはりこれは、スカイラインからの要望を鑑みて、作業内容を私たちも協議して出しております。

◎1番（竹内 博之委員） 今の説明だけであれば、結局要望があればやれてしまうと捉えられてしまいますし、やはり公益上必要であるということの客観的な指標だったり、ガイドラインというものがないかと思われても仕方ないと思うのです。委員長もおっしゃっていましたが、やはり恣意的であるかどうかということも明確に否定できないのであれば、特定の企業にだけ、これ市の税金ですから、市民の税金ですから、そういう税金が使われているということに、やはりすごく私は問題意識を持っています。

これを最後の質疑にするのですけれども、私は最初、時系列の部分で、要望書が出されて、除雪要望に当たり機械の使用料と燃料と修繕費は会社で負担しますよ、その内容について問題ありませんかという質疑をしました。そうしたら、そのとおりですというお話だったのですけれども、これ

を修繕することは、会社側が修繕しますよと言って要望書を上げているのに、それに対して市が、それを負担させないことも本当にいいのですか。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 除雪機の修繕について、会社のほうの負担でなく市で負担したということについてお答えいたします。

除雪作業に使用した除雪機械は、主に通常の市道の除雪も行っております。その中で、引き続き津軽岩木スカイラインの除雪協力をしたものでございますが、修繕費、修繕の箇所を特定することはちょっと困難であることから、修繕費の負担を求めることをしないということでございます。

◎1番（竹内 博之委員） でも、修繕費は負担すると言って、要望書が上がってきています。事実ですね。確かに除排雪に使われる重機というのは、岩木スカイラインだけではなくてほかのところにも使っているのですけれども、算出するのは困難であるという言い分も分かるのですけれども、ここでもまた法律上の見解をちゃんと確認して、その上でも違法性がないということをやはり断言できるのかなと私は思うのですけれども、最後にその点だけ聞いて、あとはまた、この問題については取り上げていかなければいけないのかなと思っています。最後にその点についてだけお願いします。

◎建設部長（花岡 哲） 修繕費の要求というか、文書の中には修繕費を払うというものがあつたと。ただ、その使った後、使う前と使った後、目視で確認しております。

それでまず、その修繕部分が岩木スカイラインの部分で修繕になったものか、シーズンを通じたものか、なかなか色分けというものができませんでした。お互い協議の上、要望書の中には支払うという、市側へ払うというものがあつたけれども、協議の上、やはりシーズンのほう、

一般除雪に使ったほうの量が圧倒的に多かったもので、今回は請求しなかったものであります。

◎1番(竹内 博之委員) 最後、質疑ではなくて意見で。

やはり私、何回も同じ話になるのですけれども、公益上必要だという、いわゆる法的根拠の中に議会の対応というのが入っていて、内部資料として存在するものを市の情報公開条例に基づいて出せないというのは、ちょっと今、納得できないです。なので、この審議の中で時間も限りがあるので、どこの何が条例に基づいて開示できないのかというのは、今後ちゃんとやはり説明していただいて、そこに合理的理由がなければ、はい、分かりましたと納得できないではないですか。今回、この決算審議の場で、最後に認定しなければいけないはずですよ。なので、そういった点をちゃんと明確にさせていただきたいなと思います。終わります。

◎15番(今泉 昌一委員) 私も、同じく8款2項2目、251ページ、除排雪業務について質疑いたします。

同じことで、スカイラインの除排雪についてです。まず確認します。この除雪は、市の除排雪計画にはなかったのですよね。組み込まれていなかったのですよね。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 市の除排雪計画の中には計画されてございません。ありません。

◎15番(今泉 昌一委員) まず、そこが一つ問題。それから、もう一つ問題、本当にこれが正しいかどうか。きちんと契約を交わしましたか。ただ要望されて、そうですかと、口頭だけで行ったものなのですか。ちゃんと契約を交わしていますか。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 平成29年、30年の機械の貸出しではなくて、令和元年の今の除雪のことについては要望書のみで、契約等は交わし

てございません。

◎15番(今泉 昌一委員) まずそれだけでも法律的に問題がなかったとは言い切れないだろうと思います。

次、岩木スカイラインは、道路法上の有料道路ではなくて、道路運送法上の有料道路ですよ。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 委員おっしゃるとおり、道路運送法上の道路でございます。

◎15番(今泉 昌一委員) 私の確認している範囲では、道路法上の有料道路というのは、造るときに莫大な経費の償還のための有料であって、ですから必要最低限の負担しか求めてはいけなと、通行者に。ところが、道路運送法上の有料道路の通行料には、適正な利潤を上乗せすることができるとなっているわけです。適正な利潤とは何なのだと。当然、人件費、営業経費プラス道路の維持管理費も、それにプラスして会社の利益という話なのではないのですか。つまり、本来、今、僕らが—僕らがつて俺はめったに行かないけれども、払っている通行料の中にこの除排雪経費も含まれていなければならないものではないのですか。

◎道路維持課長(八嶋 範行) 委員おっしゃるとおり、道路運送法上の道路の管理とか、言ったとおり、それに含まれるのが普通の在り方だと思います。

◎15番(今泉 昌一委員) 本来であれば、それは株式会社で自分で負担しなければいけない部分なのです。それも見越した上での通行料の設定をしなければいけない。そうでしょう。先ほど竹内委員も話したように、この会社は道路が収益源なのです。それから、ちょっと観光の話にはいきたくないけれども、岩木山からの眺望がすばらしいと、それを公益性だと言っていますけれども、岩木山の眺望がこの会社の売り物なのです、最初から。だから今回、市が除排雪費用を直接負担し

たということは、この会社の営利行為に加担したということにはなりませんか。

◎建設部長（花岡 哲） 営業のほうに協力したかということでありませけれども、一支援ということでこの岩木山において、やはり観光において必要とありますので、何度も繰り返しになりますけれども、地域振興、観光振興ということで、公益性ということで考えていました。

◎15番（今泉 昌一委員） それではお伺いしますが、北海道、東北にも幾つか道路運送法上の有料道路がございます。大概それは観光施設、観光資源になっていきますけれども、これらについて地方自治体がその経費を負担していると。いわゆる北海道も東北も何ぼ降るか分からないけれども雪が降ると思いますので、除雪費を負担しているという事例はあるのでしょうか。

◎建設部長（花岡 哲） 全国のほうの調査はしておりませんので、お答えできないのですけれども。

◎15番（今泉 昌一委員） あともう一つ確認したいのですけれども、過去において、この民間の営利目的の施設、民間を所有している空いている土地というのでは、民間を直接、営利を上げるために使用している施設について除排雪を行ったことはありますか。

◎建設部長（花岡 哲） 過去において、私の記憶では、民間のほうには除雪を行ったことはないと思います。

◎15番（今泉 昌一委員） ですから、これは、極めてイレギュラーな話ですよ。こういうイレギュラーなことであれば、なおさらやはりきちんと議会に対して示さなければならなかったのだらうと。今ここで言っても詮なきことかもしれませんが、本来であれば切り離して、観光費としてちゃんと予算を議会で審議すべきだったのだらうと思うのです。そこを強く言って、やはり私は

この岩木スカイラインの除排雪は、正しい行為ではなかったと断言いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 暫時、休憩します。

〔午後 2時49分 休憩〕

〔午後 3時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、8款土木費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、9款消防費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎総務部長（後藤 千登世） 9款消防費の決算について御説明申し上げます。

278ページから285ページにかけての1項消防費は、弘前地区消防事務組合負担金、消防団消防施設及び災害対策に係る経費でありまして、予算現額27億1128万4000円に対しまして、支出済額26億3624万6818円で、7503万7182円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

2目非常備消防費1節報酬の2798万3257円は、観閲式などの中止等により消防団員の訓練手当などが見込みを下回ったことによるものであります。

4目災害対策費17節備品購入費の2254万3620円は、契約差額によるものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎8番（木村 隆洋委員） 9款1項4目、決算書の285ページ、防災行政無線アプリ整備事業についてお伺いいたします。

説明書のほうに、今回のこの整備事業の委託先として、北日本通信株式会社という会社が委託先として記載されております。この北日本通信株式会社のホームページを拝見すると、本社が岩手県盛岡市の会社となっておりますが、この北日本通信株式会社がこのアプリ事業の委託先になった理由についてお伺いいたします。

◎防災課長補佐（羽賀 克順） アプリの事業者の選定の理由ですけれども、アプリの整備に当たりましては、当市の防災行政無線の運用に支障が出ないようにアプリを検討していったところ、大分県のメーカーであります株式会社サークル・ワンという事業者が、コスモキャストというアプリケーションで、現在運用している無線機本体を改修することなく無線の放送内容をそのまま発信できるという特許技術を有しておりましたので、こちらのほうを選定したものでございます。また、そのアプリを扱っている代理店が県内にはなくて、東北管内でも唯一その事業者、北日本通信株式会社が持っておりましたので、そこに委託したものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 今の補佐の答弁の中でも、このコスモキャストというアプリですが私自身もインストールしてみました。この防災行政無線アプリ、コスモキャストの弘前市内の、もし分かればですが、弘前市内でインストールしている数というのがどのぐらいなのかお尋ねいたします。

◎防災課長補佐（羽賀 克順） インストールの

数ですけれども、こちらのアプリケーションは本年5月14日から運用を開始しておりまして、そのインストール数は、昨日9月15日現在で3,630件となっております。

◎8番（木村 隆洋委員） この防災、当市においては防災行政無線アプリ、これが今防災関係の市でやっているアプリかなと認識しております。県内他市がどういう状況かなとちょっと調べてみますと、八戸市に関しては圏域8市町村で独自の防災アプリを運用しております。青森市、むつ市に関しては、それぞれ会社は違うのですが、民間の企業と協定を結んで防災アプリを運用しております。こういった事例では、やはり避難所の情報とか、防災情報とか、たくさんの防災関係情報を、知ることができる、またタイムリーに送られるような状況になっております。

この防災行政無線アプリ——コスモキャスト、当市で運用しているコスモキャストに関しては、どうしても防災無線が使われないと何も防災情報が来ないような状況。私個人でも例えば別の民間のアプリが入っています。例えば昨年、弘前市内で1時間の降雨量88ミリを記録したときでも、すぐレベル4とか、例えば土淵川が危険な状況になりつつありますとか、民間の情報でもすごくタイムリーな情報がすごく来るようになっていきます。どうしてもこの防災行政無線アプリは防災行政無線が使われないと防災情報が来ないというところをどうしても感じてしまうのですが、今回改めてちょっと伺いたいのですが、当市が防災行政無線アプリを、県内他市は防災アプリなのですが、防災行政無線アプリを導入した理由を改めてお伺いします。

◎防災課長補佐（羽賀 克順） アプリを導入した理由ですけれども、防災情報につきましては、これまでもテレビやラジオ、またインターネット、緊急速報メールなど、様々な伝達手段で発信

しておりますが、中でも市の職員から肉声で発信するこの防災行政無線というのは、避難指示など緊急情報の意識づけとしてはかなり効果が高いものと認識しているものです。しかし、一方で、これまでも防災行政無線の立地など、天候とか聞こえづらいというふうな声もありまして、そういった課題をクリアするために、今回、防災行政無線を補完するという意味で、本アプリを導入して、一人でも多くの市民に緊急情報が伝わるように今回整備したものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 先ほどの御答弁の中で、現時点でのアプリのインストールの方が3,630件と。この数字を多いと見るか、少ないと見るかは、なかなか判断できないと思います。私は思ったよりインストールしているかなという印象を正直持ちました。防災行政無線アプリをインストールしている方というのは、恐らくですが、まずスマホを持っている、防災行政無線に頼らなくても防災情報をダイレクトに取ることができる方がかなり多数なのかなという推測をしております。防災行政無線に頼らないとなかなか防災情報を取れない方というのは、実はこの防災行政無線アプリをなかなか導入できない方とイコールではないかなと。この防災情報の格差、情報格差はよくデジタルデバイトとかという横文字があるらしいですけれども、この防災行政無線アプリが駄目と言っているわけではないです。先ほども県内他市の事例を申し上げて、防災情報がダイレクトに入ってくる。例えば天気のアプリに登録しても、すぐ弘前に70ミリ近くの雲がかかるとか、豪雨がかかるとか、すぐやはりダイレクトに情報が来る時代になっております。この防災行政無線アプリを導入したことによって、この情報格差、防災に対する情報格差というのを市として解消できるのかどうか見解をお伺いいたします。

◎防災課長（西谷 慎吾） 委員おっしゃるとおり、スマートフォン、それからタブレットで情報取得できない方というのは、確かに直接このアプリのメリットというのは享受できないものでございます。ただ、昨年、補正予算を御審議いただくときにも御説明したのですけれども、スマートフォン等の利用者は大分増えておりますので、そういった情報がなかなか取れない方の周りには御家族の方であるとか、御近所の方がこのアプリを利用することによって、間接的にはその御家族とか御近所から情報が入ることになりますので、市といたしましては、そのアプリに関する周知を頑張っていくというほかに、スマートフォンとかが使えない方のためにテレビですとかラジオですとか、そういったものも併せて複数の情報伝達手段で伝えていくということを心がけて、少しずつでも市民の安心安全につながるように防災課としても頑張っていきたいと思っております。

◎8番（木村 隆洋委員） 今の課長の答弁に全てが含まれていると思いますので、ぜひ情報が無い方、情弱な方に—ちょっと略してしまっ、情報弱者の方々に防災情報を届ける仕組みを考えていただければと思います。終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、9款1項4目、決算書282ページ、説明書の187ページです。この中に、備蓄体制整備事業ということで521万2000円ほど予算を盛っていますが、アルファ化米2万6300食、元年は4,000食なのですが、増えたのはどういうことなのか御説明ください。

◎防災課長（西谷 慎吾） 令和元年度に比べましてアルファ化米の数が、購入額が増えているということでございますが、これにつきましては、市の備蓄計画の中で、あらかじめ市内の河川が氾濫したときとかを想定して、避難者数を想定して

いるわけですが、これを基に備蓄の食料の保管を進めておまして、令和2年度中に賞味期限を迎えるアルファ化米が元年度に比較して賞味期限切れが多かったということで、その分を予算計上いたしまして対応したということでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） このアルファ化米ですが、大体何年ぐらいいつものなのか。それと消費期限というのがあるかと思います。消費期限に達したものは、どういうふうに処理といたしますか、処分といたしますか、しているのかも、しているというか、する予定なのかもお知らせください。

◎防災課長（西谷 慎吾） アルファ化米の賞味期限ですけれども、メーカーとか種類によっても異なるのですけれども、およそ大体5年程度ということになってございます。期限切れになったアルファ化米ですけれども、市では備蓄食料を廃棄せず有効活用するために取扱要領を定めておまして、こちらの中で期限切れまで6か月程度となったものから、自主防災組織ですとか町会、学校、こういったところで避難訓練であるとか、防災教育、研修会とかを開催するときに啓発用として提供しております。また、市の施設で使用する飼料、餌とか肥料とか、そういったものにも活用できるように、それからあと市内の子供食堂とか、そういった公益性の高い事業のほうに提供するといったことで有効活用することとしてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

◎5番（福士 文敏委員） 私からは、決算書281ページ、9款1項2目1節の委員等報酬の中

に消防団の手当が含まれていると思うのですが、その手当の中において、令和2年度の延べの出動人員及び支給額をまずお知らせ願いたいということ。あわせて、過去3年間、延べの出動人員と支給額合わせて、その出動手当について、予算現額ではなくて、当初予算額と比較して執行額はどのように推移しているのかをお知らせください。

◎防災課総括主幹（長内 雄二） まず、令和2年度の延べ出動人員及び支給額という質疑でございますけれども、令和2年度の延べ出動人員は4,524人、支給額は904万8000円でございます。また、過去3年間の延べ出動人員でありますけれども、令和元年度が8,830人、そして支給額については1766万円。平成30年度が5,775人の出動人員で、支給額は1155万円でございます。

次に、出動手当についてでございます。当初予算に対する執行額については、令和2年度が当初予算1500万円に対し執行額904万8000円で、595万2000円の不用額となっております。令和元年度が1500万円に対し1760万円で260万円の不足、平成30年度が1700万円に対し1155万円で545万円の不用額となっております。

◎5番（福士 文敏委員） 以前、防災課から過去5年くらいの出動の資料をもらっていました。令和元年度は140件ということで、例年の、他の年度に比べると、他の年度は80件から90件前半ということですので、令和元年度はちょっと突出しているということで、ちょっと今回のこれから除外して、それ以外の年度を考えますと、大体毎年500万円から600万円近く出動手当が余っているわけです。ということは、当初予算に関してそれだけ余っているということは、出動手当をもう少し上乗せできるという余地が残されているわけですが、まず現状の出動手当の金額は幾らになっているのか、その現状の金額がいつからその金額になって運用しているのかお知らせください

い。

◎防災課総括主幹（長内 雄二） 手当のほうですけれども、現状の出動手当の金額は幾らかという質疑でありますけれども、出動手当は、災害現場への出動1回当たり2,000円でございます。また、この金額は、平成14年度から2,000円となっております。

◎5番（福士 文敏委員） 春先の国のいわゆる交付税算入額の消防費の基準財政需要額の報道によりますと、今年度は、消防団の手当を8,000円くらいまでに引き上げるという国の方針が打ち出されました。実際、今年の確定額は、出動手当は幾らになっているのかお知らせください。

◎防災課総括主幹（長内 雄二） 交付税……。

◎委員長（工藤 光志委員） ちゃんと聞いていなければ駄目だ。（「すみません」と呼ぶ者あり）
福士委員、もう一度。

◎5番（福士 文敏委員）（続） 年度初めに、今年度の交付税の算入額、いわゆる標準団体の交付税の額の中に出動手当を国の方針としては8,000円に引き上げる旨の報道がありました。実際、この出動手当の今年度の確定額というのが幾らになっているのか、その額をお知らせください。

◎防災課長（西谷 慎吾） 大変失礼いたしました。

交付税で、結果的に国のほうで出動手当をどれくらいで見ているのかということにつきましては、令和3年度については1回当たり7,000円ということで見えております。

◎5番（福士 文敏委員） 決算ですので、これ以上掘り下げることはしませんけれども、ただ、現状の2,000円と7,000円というのは、非常に手当が乖離している部分があります。これを、前にも消防団の関係で質疑しましたけれども、一般の標準団体10万人当たりの消防団員数を見ると、当市

は消防団員数で約倍いるということ、それを考えますと、出動手当が余っているので、倍までとはいきませんが、団員数が倍あるから、では手当をもう少し上げて、標準の7,000円から半分くらいにして3,500円にするとか、もう少し上げて4,000円位にするとか、その辺をまた次の一般質問あたりでちょっと掘り下げて、また質疑したいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、9款消防費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、10款教育費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎教育部長（鳴海 誠） 10款教育費の決算について御説明申し上げます。284、285ページをお開き願います。

1項教育総務費は、教育委員会や事務局の一般

管理費のほか、教育指導関係の経費でありまして、予算現額8億7577万4000円に対しまして、支出済額8億2667万9313円で、不用額4909万4687円となっております。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

288、289ページをお開き願います。

3目教育指導費8節旅費の788万8373円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外国語指導助手の帰国及び赴任の人数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

292、293ページをお開き願います。

2項小学校費は、市立小学校34校に係る学校管理費、教育振興費及び学校建設費でありまして、予算現額25億6233万9000円に対しまして、支出済額21億1270万3853円で、翌年度繰越額2億8672万6535円で、不用額1億6290万8612円となっております。翌年度繰越額は、小学校冷房設備設置事業及び石川小・中学校整備事業等に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

294、295ページをお開き願います。

1目学校管理費10節需要費の2685万8576円は、プール学習の中止により水道使用量が見込みを下回ったことなどによるものであります。

298、299ページをお開き願います。

2目教育振興費19節扶助費の796万5208円は、修学旅行の中止により就学援助費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続いて、3目学校建設費14節工事請負費の5429万4358円は、小学校トイレ改修工事等の契約差額に係るものであります。

300、301ページをお開き願います。

3項中学校費は、市立中学校16校に係る学校管理費、教育振興費及び学校建設費でありまして、予算現額17億59万8000円に対しまして、支出済額13億8097万9234円で、翌年度繰越額1億8385万

4460円で、不用額1億3576万4306円となっております。翌年度繰越額は、中学校冷房設備設置事業及び石川小・中学校整備事業等に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

1目学校管理費10節需用費の1206万8700円は、光熱水費等が見込みを下回ったことなどによるものであります。

304、305ページをお開き願います。

2目教育振興費19節扶助費の1323万3017円は、修学旅行の中止により就学援助費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続いて、3目学校建設費14節工事請負費の5760万3866円は、中学校トイレ改修工事等の契約差額に係るものであります。

306、307ページをお開き願います。

4項社会教育費は、生涯学習課の一般管理費や社会教育に係る経費並びに文化財の文化財保護に係る経費や公民館をはじめとする社会教育施設における維持管理経費等のほか、文化振興課の文化振興に係る経費や所管する施設の維持管理経費でありまして、予算現額20億4188万1264円に対しまして、支出済額18億9890万4265円で、翌年度繰越額2544万7738円で、不用額1億1752万9261円となっております。翌年度繰越額は、史跡大森勝山遺跡整備工事等に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

308、309ページをお開き願います。

1目社会教育総務費18節負担金、補助及び交付金の2266万4443円は、成人式レンタル衣装キャンセル料等助成金の申請件数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

336、337ページをお開き願います。

10目美術館費10節需要費の581万8244円は、弘前れんが倉庫美術館の開館が延期となったことにより、光熱水費等が見込みを下回ったことなどに

よるものであります。

5項保健体育費は、スポーツ振興課の一般経費や市民体育館をはじめとする各体育施設の管理費、各種の体育関係事業費のほか、学務健康課が所管する学校保健費、学校給食の管理運営費等でありまして、予算現額23億9867万7000円に対しまして、支出済額22億916万270円で、不用額1億8951万6730円となっております。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

338、339ページをお開き願います。

1目保健体育総務費18節負担金、補助及び交付金の3148万6034円は、体育振興事業費補助金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により対象事業が一部未実施または中止したことによるものであります。

340、341ページをお開き願います。

2目体育施設費10節需要費の2872万8800円は、運動公園等の施設を休止したことにより、光熱水費等が見込みを下回ったことなどによるものであります。

348、349ページをお開き願います。

4目学校給食総務費19節扶助費の1964万918円は、給食提供日数が見込みを下回ったことによるものであります。

350、351ページをお開き願います。

5目学校給食材料費10節需用費の5217万7375円は、主に給食提供日数が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、10款教育費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私からは、10款4項4目、決算書325ページ、古文書等デジタル化推進事業についてお伺いします。

まず、この古文書のデジタル化による、いわゆるインターネット公開、デジタル画像公開業務というのがございまして、令和2年6月2日から9月30日までの委託期間ということになっております。令和2年度末の時点で、このデジタル画像の公開の状況はどのようになっているか教えてください。

◎生涯学習課長（原 直美） 古文書等デジタル化推進事業についてお答えします。

古文書等デジタル化推進事業は、図書館が所蔵する古文書、絵図、古典籍等のデジタル化とホームページ公開を行うものでして、貴重資料の多分野にわたる利活用の推進と学校教育及び地域の文化活動の支援、実物資料の閲覧による劣化の予防を目的として行っているものです。

この公開の進捗状況に関しましては、令和2年度末時点では、対象の古文書等6万9087点中3,004点の撮影が完了し、進捗率は4.35%となっております。

現在、優先してデジタル化している藩庁日記のみでの進捗率は63.23%となっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） それでは次に、説明書を見ますと、平成30年度から過疎債を活用し、相馬作業拠点で直営による古文書のスキャン作業を継続して実施していると書かれております。何度かこの古文書デジタル化については質疑もしてきましたが、今現在のこの直営でのデジタル化作業の体制がどのような体制で行われているのか、どこまで進んで進んでいるのかお知らせください。

◎生涯学習課長（原 直美） 古文書等デジタル化推進事業の体制でございますけれども、こちらの事業のこれまでの経緯につきましては、平成28年に有識者会議を経て、デジタル化に関する計画を策定し、29年度から実際の作業に着手しております。作業内容は、資料を撮影して、配信に適し

た形に加工を行ってホームページで公開をするものでありまして、平成29年度から31年度は、業務委託によって新編弘前市史と各種引用資料、重要絵図類、郷土文学館資料を中心に撮影公開いたしました。平成30年度からは、相馬庁舎拠点の直営による資料撮影を開始しておりまして、順次業務委託により加工・公開しております……失礼いたしました。スタッフの人数でございますが、相馬の拠点のスタッフについては3名を雇用して業務に当たっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私は今、この平成30年から直営で相馬でやっていますよねと、その進捗状況、体制はどうですかと聞いたのです。

委員長、これはお願いなのですがけれども、平成28年からどうか29年からとか、それは聞いていないのです。聞いたことをきちんと答えていただくのが、やっぱり時間制も取っているのです、この点はぜひ気をつけていただきたいと思います。

それで、3名体制でやっていると。当初この事業がスタートしたときに、一体どのぐらいかかるのだと、最後まで全部やるとなりますと。たしか100年とか200年とかという答弁があったような記憶があるのですが、その点は今、見込みとしてはどうでしょうか。

◎生涯学習課長（原 直美） かかる期間の回答でございますが、当初100年と回答していたところでございますけれども、相馬の拠点での進行状況が進んでいることから、現在では30年から40年程度かかるものと見込んでおります。ただし、絵図の保存状態等が文書により異なっていますので、これはあくまでも見込みでございますが、年数については変更することも考えられております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。おおむね、おおむねといいますか、30年から40年ぐらいはかかるだろうということで、当初の100

年からは大分進んできたのだなと思います。

もう1点、この説明書にもあるように、財源が過疎債を活用し、となっています。今のお話ですと30年、40年仮にかかるとして、この財源の部分は大丈夫なのでしょうか。

◎生涯学習課長（原 直美） 財源についての御質疑でございます。

財源につきましては、現在は過疎対策事業債を活用してございますが、こちらは現行法で時限措置でありまして、確約されたものではございませんが、今後、適宜財源を検討しながら事業を継続してまいりたいと考えてございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 財務部長、いかがでしょうか。

◎財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾）

今後の財源でございますが、適宜、そのときに使える財源をしっかりと検討していきたいと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） この点はよろしくお願ひしたいと思います。財源がなくて、この事業がストップするということがないようにしっかりと取組をお願いしたいと思います。

やはり、いわゆる津軽地域の大事な歴史と文化を後世に伝えるための本当に大事な仕事だと思います。先般、ちょうどデジタル化作業をやっているところをたまたま見学させていただきました。お一人の女性の方が一生懸命古文書にクリア板を置いて撮影しながら修正して、1ページ1ページやっていると、本当に大変な作業だなと。それが100年から30年、40年に縮まったというのは、本当に皆さん一生懸命やってくさっていると。そういう大事な後世に歴史と文化を残す仕事をしているのだという誇りを持って、地道ではありますが、しっかりと仕事に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

◎11番(外崎 勝康委員) 10款2項1目、決算書297ページ、10款3項1目、303ページ、GIGAスクール構想の実現と。これは、小学校、中学校という意味で二つ書いております。

今回、GIGAスクールに関しては、まず最初に令和2年度の事業成果と課題について、特に令和2年度に関しては、当初計画よりも大分進んだという話を聞いていますので、その辺を含めて御答弁をお願いいたします。

◎学校整備課長(高山 知己) GIGAスクール構想、どこまで実現したのかというような内容だと思いますけれども、当初、GIGAスクール構想の実現を目指して、当初の計画では、まず令和2年度において校内の通信ネットワークだけを進めて、いわゆる1人1台端末の整備は令和3年度から5年度にかけて段階的に行っていくというような内容でありました。ですが、今般の新型コロナウイルスの影響もありまして、国からの要請もございまして、前倒しで整備を何とか進めまして、児童生徒1人1台のクロームブックの端末を、予備を含めまして全部で9,498台整備してございます。

また、この端末を使うために校内のどこでもインターネットにつながる環境というものを構築するために、校内通信ネットワークの整備も市内全小中学校に実施しております。

このほか、これに伴う回線の増強であるとか、フィルタリングソフトの導入、マニュアル作成のためにGIGAスクールサポーター業務など実施しまして、説明書にありますとおり総額9億円を超える事業費によって事業が進んだと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) そうなると、端末等、必要な環境は全部整ったという理解でよろしいのでしょうか。小学校1年生から中学3年生まで、全てにわたって整ったという理解でよろしい

でしょうか。

◎学校整備課長(高山 知己) 当初、段階的に進めていくというものを、小学校、中学校、全ての児童生徒に対して1人1台配備が完了したと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 大変にうれしいお話だなと思って聞いております。

それで、簡単でいいのですが弘前の目指すGIGAスクール構想というものをどのようにお考えでしょうか。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) 弘前市が目指すGIGAスクール構想でございますけれども、国が進めるGIGAスクール構想にのっとりまして、さらに利活用、1人1台端末の利活用を推進していくということを考えてございますが、様々、課題もございまして。現在、学校には1人1台端末が入りましたけれども、今、学校で先生方が一生懸命、授業で活用を進めているところでございます。スムーズに活用できている学校もありますが、まだ取組に差があるところも若干ございますので、徐々に活用頻度が高まり、そして今後さらにGIGAスクール構想が進んでいくということで、申し訳ございません、答えになっていない気がして、申し訳ございません。

◎11番(外崎 勝康委員) ちょっと答弁が、かなり飛んでいるような答弁でしたけれども、今ちょっとお話あったように、やはりGIGAスクール構想の一番基本となるのは、使う側の問題だと思うのです。そういう意味では、今お話あったように、先生と生徒が一緒になって、端末であるとか、いろいろなネットワークの様々なことをしていくことだと思うのです。

それで、私が思うのは、段階を踏んで端末を正しく理解していくことが大事だと思うのです。そういう意味で、まず基本的な端末の使い方とか、そういうことを子供たちが、また学校の先生が自

由に使っていきけるようにしていくことが大事だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 端末の自由な活用ということでございますが、令和3年5月から7月にかけて、指導主事が全ての小中学校を訪問して、全教職員を対象とした活用に関する研修会を開催してございます。また、7月から8月の夏季休業中にさらに実践的な内容を行っている小学校6校、中学校2校とございます。先生方の技術が上がるということで、ますます先生方が子供たちに自由に使えるような体制というものは進むものと考えてございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 基本的に、端末の正しい使い方というのをやはりしっかり知るためのチェックリストなり、段階なり、そこはきちんと管理していく必要があると思うのです。だから、アップデートであるとか、あとSNSの変な使い方であるとか、あといろいろな検索であるとか、いろいろな、基本的なことはいろいろあると思うのですよね。そういうことをしっかりまず知った上で、それから子供たちが自由に使える時間をつくる必要があると思うのです。そういう意味で、例えば朝の7時から1時間使うとか、そういったことをこの構想の中で弘前市として2年度、そういうふうなことを考えられていたのかお聞きしたいと思います。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 令和2年度の使用のことということでございますけれども、令和2年度につきましては、端末の配備がメインということでございましたので、学校の先生方につきましては、使い方でございます、そういった研修を主に行っておりました。令和3年度から自由に使えるために学校での実際の使い方とかというようなこと、それから今、委員がおっしゃったルールなどにつきましても指導しているところでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、学校の先生の端末の習熟度というのは、令和2年度においては、ほぼ全ての先生が端末の基本的な使い方を皆さんしっかり熟知しているという理解でよろしいのでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 令和2年度の段階で研修がスタートしたということでございますが、先ほど、申し訳ございません、私の説明が大変申し訳ございませんが、令和3年度、今年度の夏休みにかけて研修をしているということでございます。もちろん、同時に使用もしているということなのですが、今、令和3年度になって先生方の技術がある程度来たということになるかと思えます。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。今日は決算なので、これ以上は聞けないと思いますので、これで終わりたいと思います。

それでは、10款4項2目です。315ページ、旧第五十九銀行本店本館整備事業をお聞きしたいと思います。

これはもう、聞く内容は簡単な質疑をしたいと思えます。この旧第五十九銀行本店本館整備事業ですけれども、これの全体の計画とその予算の概要に対して令和2年までにできた事業内容と概要、予算をお知らせいただければと思います。

◎文化財課長（小山内 一仁） 旧第五十九銀行本店本館整備事業の全体計画でございますが、まず平成30年度からこの事業に着手してございまして、文化庁の観光拠点形成重点支援事業という補助事業を活用いたしまして、まず保存活用計画の策定に取り組み、その後美装化工事、それから防災設備の設置、それから設備改修、それと床の養生、展示のリニューアル等を行っております。こちらのほう、計画策定から3年以内に行う短期計画というような位置づけで取り組んだものでございます。

もう一つは、その後5年から7年間で整備するというような計画にしております中長期計画というのがございまして、その中に耐震化が含まれてございます。

全体の事業費の概要ということでございまして、この中長期計画に見ておりますこの耐震化というのが、実は耐震診断によってその工法等がいろいろと種類があるということで、それによってかかる経費がかなり差が出てくるということでございまして、そこの部分の経費が実はまだ確定しておりませんで、今はじき出すというのはなかなか難しいというところでございます。

それから、令和2年度までで行った事業につきましては、短期計画に位置づけられているもの、先ほど申し述べた美装化工事、外観の美装化を図るもの、それから防災設備の設置、これは火災時に使う消火栓、消火栓貯水槽の設置になります。それから、あと設備改修工事につきましては、照明設備の増設であったり、あるいはあそこの建物、夏は暑く、冬は涼しくという建物でございましたので、冷暖房を兼ねた空調設備を整備したというところでございます。それから、床の養生につきましては、もともとあそこの建物は靴を脱いで入るというような構造になっておりましたけれども、それを改修して土足でも入れるようにしたというのと、あと展示のリニューアル等を行いつつ、短期計画までの分でかかった全体の事業費が9347万8000円ということで、令和2年度の決算額では7043万6000円となっておりますが、令和元年度も支出しているのです、トータルでは9347万8000円ということになってございます。

◎11番(外崎 勝康委員) 課長、どうも丁寧ありがとうございます。

要は、今、耐震化に関してはちょっとまだ分からないということなのですが、それを抜かした全体予算というのは幾らになりますか。

◎委員長(工藤 光志委員) 簡潔に答弁をお願いします。

◎文化財課長(小山内 一仁) 耐震化を除いた分が、大まかに言うと令和2年度までの予算で9347万8000円というのがそれに当たります。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。では、あとは耐震だけということなのですね、そういう意味では。分かりました。

それで、その耐震に関して、これはいつ頃までに分かるのかなというのが一番の疑問だと思うのですが、そのままずっと分からないというのであれば非常に不安です。これはいつまでにある程度分かる予定なのでしょうか。

◎文化財課長(小山内 一仁) この耐震化については、当然、国の財源を活用してということになるわけですが、今現在、弘前市内において重要文化財の耐震化ということでいきますと、今、弘前公園の城門が耐震化で動き始めているということで、国からはその弘前公園の城門がある程度めどがついてからというような指示を——指示というか、そういうふうな取組をしてくれというふうに言われておりますので、城門の耐震化がどれくらいかかるかによりますが、早ければ、順調にいけば、平成6年度以降になるのではないかなと今のところ予想しております。「令和6年だよね」と呼ぶ者あり)年号が新しく変わっておりますので、令和でございまして。大変失礼いたしました。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) 私は、10款5項4目、決算書349ページ、説明書198ページです。

説明書を見れば、この中で対象保護者数とありますけれども、対象でない全保護者数、全保護者数のうちの小学校が1,039人、中学校が620人、計1,659人となっておりますので、これ以外というか、対象にならないというか、全て含めた保護者数をまずお知らせください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 全保護者の人数

という御質疑でございます。

令和2年5月1日現在ですが、小学校の保護者の方は6,788名、中学校は3,537名でございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。約1万人ぐらいの保護者の中で1,659人と。今聞いてすごい多いなと思ったのですが、これは今度、対象保護者数の数字について。小学校1,039人、中学校620人ですが、これは小学校に子供1人、中学校に1人とダブっているという場合がありますか。個別に、保護者は1人しかいないと思うのだけれども、小学校、中学校と1人ずつカウントしているのかどうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 就学援助の制度は、保護者の方が一定の要件に該当すれば就学援助の対象になりますので、その家庭にいるお子さんは1人ずつ対象になります。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ちょっと私の質疑が悪いのか。大体分かりました。ダブっているものもあるかなという。

それで、対象保護者数ですが、元年度もデータを取っているかと思えます。元年度に比べて、小・中の対象保護者数は増えているのか、減っているのか教えてください。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 元年度が1,055人になっておりますので、令和2年度と比較しますと16名減ってございます。また、中学校につきましては、令和元年度が644名になっておりますので、こちらも令和2年度は24名減少しております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございます。これは扶助費なので、多分100%補助というふうに理解していいわけですね。

次に、10款2項1目、これは小学校の管理費です。決算書の294ページ。これは中学校の管理費にも関連することなのですが、学校の中庭といいますか、樹木費、松とかいろいろな木があります

よね。これ、10款の管理費の中の多分需用費の中に入っているかなと思ってずっと探したのだけれども、どこに入っているのですか。

◎学校整備課長（高山 知己） 樹木の剪定・伐採の関係の費用はどこに入っているかということでございますけれども、委員のページの説明にあったとおり、小学校のほうは294ページ、295ページにあります10款2項1目学校管理費の11節役務費の中の手数料となっております。同じく中学校のほうについては、決算書300ページ、301ページのほうの10款3項1目学校管理費の11節役務費の手数料となっております。備考欄に説明としては出てきていないということでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございます。役務費の中のこの、小学校ですと954万5976円の中に入っているということで、分かりました。次年度からは、そこも十分注意して見ておきたいなど。

私、何でこれを聞きたいかという、何年前にも同じような質疑をしているのです。その当時のある小学校の校長、中学校の校長に、この樹木は誰が手入れしているのだと聞いたら、自分たちで細々と、自分がやっているような話をされた校長もいました。大分、その前ですけれども、民間のボランティアの方が、一つの小学校なのですが、行って、自分で手入れをしていると。やはりこれは、子供たちの教育面からいっても、朝学校に行ったときにすぐ目に入る学校の樹木だとかがぼうぼうと伸びている状態、整備されていない状態というのは、私、非常に残念だと思っています。今、小学校の役務費の中で、これ九百五十万円というのは樹木管理だけのためではないかと思えますけれども、そこ樹木管理に何ぼかかっているかというのは今は聞きません。どうかしっかり手入れしていただくようお願いしたいと思

ますし、できれば小さくてもいいので、説明書等の中に今年の小学校の樹木管理費は何ぼ、中学校何ぼというふうに書いていただければ、やっているのだなというふうに思いますので、よろしくお願いします。終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私から、3点について質疑したいと思います。

まず、10款1項3目、290ページの未来をつくる子ども育成事業についてお伺いします。

先ほど資料作成していただいてありがとうございます。まず聞きたいのが、全部の学校でやっているわけではないと思うのですけれども、学校の、すみません、私、1日の時間割を全部把握しているわけではないのですけれども、何の時間を使ってやっているのかということ、あとこれを見れば、対象事業の種類というのが四つに分かれていて、これは誰が考えて企画立案しているのか。まず、この2点についてお伺いします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） まず、未来をつくる子ども育成事業の2点ということでございますけれども、何の時間にやっているのかということでございますが、それぞれの学校の取組によって違ってございます。教科として取り組んでいるところもございまして、また総合的な学習で取り組んでいるところもございまして、各学校によって違っているということになります。

また、四つの対象事業があるということでございますが、主体的・対話的で深い学び、それから現代的な諸課題、それからカリキュラムマネジメントに関する事業、小中一貫教育に関する事業、四つあるわけですが、こちらのほうは各学校で取り組みたい、重点的に取り組みたいものをピックアップして上げてきているということございます。

◎1番（竹内 博之委員） 分かりました。

ある程度、では各学校の裁量ででき得ることというのは、結構自由な幅でできるのかなという印象なのですけれども、これは最後、意見として終わりますけれども、地域ごとに特色がありますし、地域の例えば各団体とか、企業とか、私はやはり学校が核となって、地域と連携して子供たちに、学校の先生とか親以外の大人とかとの交流を通じて、これも一つ、未来をつくる子ども育成事業、例えばキャリア教育にもつなげられるでしょうし、これの目的を見ると、生きる力をやはり育むということなので、そういう地域の多様な大人と連携していく必要があるのかなということ、やはりあと各学校である程度裁量が決まっているということで、多分先生のネットワークであったりとか、いわゆるアイデア、発案というところも重要になってくると思うので、その部分は教育委員会に様々な形で情報は集まってきていると思いますので、うまく各地域ごとに情報が落ちていけばいいのかなと思いますので、これは意見として残しておきたいと思います。

続いて、10款5項4目、決算書349ページの多子家族学校給食費支援事業についてお伺いをいたします。

これはまず、ここにも緩和についてと書いているのですけれども、そもそも今、この多子家族学校給食費支援事業を受けている対象者、小中学校の子供が3人以上いる世帯ということなので、その対象者は今どれくらいいらっしゃるのですか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和2年度におきまして、小中学校のほうに3人以上在学している世帯は422世帯になります。

◎1番（竹内 博之委員） 422世帯。分かりました。

これは分かればいいのですけれども、これは小・中の在籍のみではないですか。例えば保育園

だったり、子供の定義は多分18歳ぐらいまでだと思うのですけれども、3人以上の子供がいる世帯は、これはすぐ出てきますか。出てこなければいいのですけれども。ちょっと確認で。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 申し訳ございません。今、資料を持ち合わせてございません。

◎1番（竹内 博之委員） すみませんでした。

これは私の意見というか、いろいろな自治体のいわゆる子育てに係る経済的負担という部分で、特に多子世帯というところの経済的負担という部分の軽減に関して、やはり小・中在籍のみではない、拡充している自治体もあるので、決算の不用額とかを見ると、そんなに当初予算と乖離はないのですけれども、私個人としてはやはり、ちょっと今、数字は出てこなかったのですけれども、小・中在籍のみではない3人以上の子供がいる家庭というのも結構多いと思うので、そういう多子世帯の支援として、ここの拡充というのはぜひ図っていただきたいと思います。これも財源の問題なので、意見で終わります。

最後、10款2項1目、決算書の303ページ、G I G Aスクール構想実現に係る整備ということで、先ほど外崎委員も聞かれている中で、ちょっと私も勘違いしていて、令和2年度は基本は整備だけというか、実際の運用は令和3年度だったので、私、自宅に持ち帰らせるべきとかというのは今多分ここになじまないもので、1個だけ。運用のルールというのは、もう既に国かどこから示されていて、ちゃんと落とし込まれているのか、そこだけ1点確認します。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 運用ルールでございますけれども、各学校におきましては、活用を進めていくに当たりまして、教員、児童生徒、保護者で共有するガイドライン、いわゆる活用上のルール設定が、今、委員がおっしゃったように必要になってまいります。そこで、市教育委員会

といたしましては、教育用コンピューターの活用ルールについて、市教育委員会で作成した基本的なルールを示し、それをベースに各学校なりが適宜修正を加え、ルール設定ができるようにいたしております。この資料につきましては、学校が閲覧できるH I C S ―学校情報共有サイトにアップロードしてございまして、いつでもそれを活用できるようにしてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明17日、引き続き10款教育費から審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、明17日、引き続き10款教育費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明17日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時30分 散会〕